

第五十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十二号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君
理事 坊 秀男君 理事 山中 貞則君
理事 吉田 重延君 理事 平林 剛君
理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君
理事 岩動 道行君 理事 大泉 寛三君
理事 奥野 誠亮君 理事 押谷 富三君
理事 小山 省二君 理事 砂田 重民君
理事 田澤 吉郎君 理事 谷川 和穂君
理事 地崎三郎君 理事 福田 繁芳君
理事 藤枝 泉介君 理事 村山 達雄君
理事 毛利 松平君 理事 山本 勝市君
理事 渡辺 栄一君 理事 渡辺美智雄君
理事 小林 進君 理事 只松 祐治君
理事 野口 忠夫君 理事 平岡忠次郎君
理事 藤田 高敏君 理事 山田 耻目君
理事 横山 利秋君 理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席府政委員

大蔵 政務次官 藤井 勝志君
大蔵 事務官 塩崎 潤君
(主税局長)
国税庁長官 泉 美之松君
厚生事務官 渥美 節夫君
(医務局長)
厚生事務官 今村 謙君
(社会局長)

委員外の出席者

国税庁次長 中嶋 晴雄君
厚生技官 大磯 敏雄君
(国立栄養研究 所長)

専門員 抜井 光三君

三月十七日

委員永末英一君辞任につき、その補欠として竹本孫一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 私は、昨日、今度の税制改正を主として低所得階層の分野からのぞいてみることにいたしました。たとえば、日雇い労働者の課税の問題、それから勤労青少年の税金の問題、それから家庭の主婦の内職の問題を中心に質疑を展開してまいりました。きょうは、その質問の中で、なお大蔵大臣からお答えをいただきたいと考えております。点を初めに解決をいたしまして、なお残された問題点について移ってまいりたいと思っております。

そこで、主税局長とも一応御相談はしていただいたと思っておりますけれども、初めに、主婦の内職の問題から出発をして、私のぜひ考えてもいたい点を申し上げたいと思っております。これは、きのうも話したのでありますが、最近

の経済事情から家庭の主婦が内職を始める、あるいは内職をやるが多くなるという現状は、大蔵大臣も想像がつくと思っております。世帯主である主人の給料の不足を補うためとか、あるいは特別の支出に充てるためとか、小づかいに充てる者もあれば、家庭によつては余暇の利用などございまして、一般的には、家計の補助としての主婦の内職というものは、最近の経済事情においては生活と切り離すことができなくなっていると思っております。家庭から職場に出て共働きをする人もあります。また、臨時的に収入を得るために、きのうも話をしたのでありますが、パートタイムになったり、アルバイトになったり、スベンシャルワーカーになったり、臨時雇いになったり、いろいろの形態はありますけれども、ともかく、臨時的に収入を得るために主婦の職場に対する出勤もあると思っております。家庭の中においても同じであります。きのうは申し上げなかつたのでありますが、私いろいろの資料を見たら、毛糸の編みものをやっている者が、セーター一枚で工賃単価七百円、和裁の仕立て一枚千円、封筒のあて名書きが百枚で三十円、帯封が百枚で六十五円、造花などは一個三十五円、雑誌の付録本折りは千個で二十五円というぐあい、内職の態様というものはいろいろあるのですけれども、平均をしてみると、大体最近の事情からいいますと四千円、あるいは多いところでは一万円をこえるものもあるし、七、八千円のものもある、いろいろな形がある。これは昨年の十月、東京都の労働局で都内二十三区八千世帯を対象に家内労働の調査をしたのを例に申し上げたのであります。この調査資料によりますと、現在内職をしておる家庭の主婦は五・六%、現在はいないけれども内職をしたことがあるというものが九%、内職をしないというものが七・四%、この三つを合わせた

内職関連世帯は、実数によりまして、東京都の世帯数が二百六十万世帯ですから二二%になりまして、大体五十七万世帯、つまり、五人に一人の割合で何らかの形で内職と関係がある。私も東京都の労働局へ行きまして資料をもらつてきましたら、こういう一冊の本になって、全部まとまっているのです。これはたいへん興味深いので、いろいろ調べてみたわけです。私は、きのうも言ったのです。この調査では、内職関連世帯は二二%だけれども、実際にはもっと多いのじゃないか。プライドもありますし、調べに來ても、それをなるべくならば表に出したくないという気持ちなどから見て、おそらく四〇%程度のものは何らかの形で内職をしておる、こういう見方もできないわけではない。そして、これが平均月額四千円、年間といえは約五万円、三十九年の調査でございながら、これは所得としては増加する傾向が私にあると思つて、最近では、こういう家内労働の手間賃の値上げの問題がやかましくなつておりますし、経済事情の変化に伴つて、おそらく、平均の数字をあげても、まず五千円、あるいは五千五百円というふうに漸次上がつてくる。また、かなり歩のいい内職をやっているところでは月収が一万円あるいは一万二、三千円、よくても一万五千円という程度までは上がつてくる可能性がある、私はこう考えたわけでありまして、そこで、そうであるならば、現在の三月十五日に税務署に確定申告をするときに、五万円以上の所得があれば確定申告書を提出せねばならぬということ、これらの主婦の所得も、内職であろうと何であろうと、とにかく所得であることには間違いないし、それが発見される、されないにかかわらず、捕捉される、されないにかかわらず、いずれも税法上の取り扱いとしては、厳格に言えば、確定申告書を提出せねばならぬということになるわけでありまして。

しかし、きのうも私は国税庁に聞いたのですけれども、実際には、そういうことはまず捕提されないというところから、実数としては少ない。これは家庭の主婦も、この確定申告の時期になりますと内心不安を隠せない。ということとは、良心というか、そういう税に対する気持ちがあればあるほどある。家庭の主婦に絶えずそういう気持ちを起こさせるというのは、結局、ここに五万円以上の所得があれば確定申告をしなければならぬという規定があるからでありまして、この点は、最近の事情から見ても再検討する余地があるのではないかと、いうことを申し上げたわけでありまして。大臣、大體おわかりだと思つてあります。そこで、私は、それだけならいいけれども、もしこういうことになれば、主人である世帯主は配偶者控除を受けられないことになるし、給与所得の場合でも、国家公務員などは扶養家族手当の支給対象からははずされるし、県や会社によっては健康保険の扶養親族の資格を失ふというように発展するのであるから、これはひとつ直すべきではないか、しかも、昭和三十三年に五万円であつたものであるから、その後八年間経過している時期においては、やはり是正をする方向でなければならぬ、こう思ひまゐりいろいろ詰めたのです。きょうは、ダイジェストで要約をいたしまして大蔵大臣に申し上げたわけでありまして、これに対して大臣の見解を承りたいと思ひます。

○福田(組)国務大臣 結論から申し上げますと、平林さんのたゞいまの御指摘は十分わかるように思ひます。したがひまして、この問題は再検討することにいたしたいと存じます。つまり、そういう限度を設定している理由は、扶養親族等であつて所得を有する者は、扶養控除の適用を受けると同時に、その所得が課税対象とされないことになるところから、限度額以下の所得を有する扶養親族と、所得を有しない扶養親族との間において実質的な控除額の差を増大させる、こういう理由、また第二には、税負担の回避をはかるため、納税者の所得、特に資産所得の分散の具に利用される度

合いを大きくするおそれがある。そういうような理由であつたわけでありまして。しかしながら、最近における労働事情ないしは生活水準の向上等によって労働に従事し、給与等の支払いを受ける事例が多く見受けられる。このような配偶者等については五万円の限度額が据え置かれることによつて、お説のように、配偶者控除や扶養控除の適用を受けられないこともなり、また、低所得者の負担が過重となるおそれがあるとの批判もあり、また、この限度額が、これまで御指摘のように、昭和三十三年以降その引き上げが見送られていた経緯等も考えまして、たとへば、給与所得者が確定申告を要しないその他の所得の限度額をも含めまして、その引き上げについて検討する、そういうふうにいいたしたいと存じます。

○三池委員長 平林委員にお願い申し上げますが、大臣は参議院のほうで短時間緊急要務があるそうですから、できるならば、事務局にでもその御質問をお願ひして、大臣はちよつと……

○平林委員 待つていまして。——先ほどの私の質問に対する大蔵大臣の答弁、大體方向において了つたかと思ひます。ただ、私は、いま御指摘になりましたように、こういう制度の改正といふことが、改革を悪用して資産所得を分散する人までを擁護しようとするものではありません。私の言わんとするところは、低所得階層、しかも、家計の補助のためにそれになければならぬ主婦のわずかな所得にまでいろいろな面の影響を与えないように配慮すべきである、こういう趣旨でございまして、さういふ善処をしてもらいたいと考えて次第であります。

そこで、第二の問題に移りたいと思ひのであります。これはきのうも私申し上げたのでありますが、勤労青少年と税金の問題についてであります。勤労しておるところの青少年、特に、高校を卒業して職場に入つた程度の低所得層からは税金を取るといふ点でございまして。昨年、一昨年あたり

までは、中学校を卒業した程度までは税金を取らないといふこととございました。それが、しきりに同僚の横山委員もお話になつておつたのですけれども、私は、最近の経済事情から見ると、もう一歩進めて、高校を卒業して職場に入つた程度の低所得層からは低所得層といふか、収入の少ない者からは税金を取らな、こういうことをきのうは申し上げたわけでありまして。特に昨日、大蔵省の税制調査会に提出した資料によりますと、東京都内の法人の調査による新規採用の職員の学歴及び採用年次別の所得課税状況調べでは、高校を卒業してその翌年から税金を取られておられますのが調査対象の七一・八%つまり、高校を卒業してその翌年から七一・八%程度は税金を取られておるといふ現状でございまして。私は、自分でも小さいときに勤労しながら夜学へ通つた体験がございまして。夜学へ行けなくなつたときには独学でもつて勉強してまいりました。そのころは昭和十一年当時です。それから、もちろん税金のことなどは心配をしなかつたわけでありまして。この間も大蔵委員会では橋の税務署を視察に参りましたが、私は板橋の税務署の近くで子供のころ遊んだことがあるのであります。あそこにはしばらく住んでおつたものであります。しかし、税務署がどこにあるか知らなかつた。こんなところに税務署があつたかと思つたくらい、當時は税金とは無縁でございまして、そういう意味では、税に關する限りはよき時代といえたのではないでしやうか。ところが、最近はいま申し上げたとおり、高校を卒業した翌年から税金を取られる勤労青少年が七一%もいる。これは東京都の調査ですから全般的数字とはいへないでしやうが、大體の傾向はうかがふことができると思ひのであります。普通ならば、高校を卒業したというものが向学の志に燃える青少年の考へであらうと思ひます。しかし、余儀ない家庭の事情で大学へ行けないという、この青少年のわずかな所得に対して税金を取ると、その税金が、同年輩の——

けれども、大学その他の教育予算にいくというものは、どうしてもある意味では割り切れないものを感ずるわけでありまして。また、国鉄の割引運賃です、ね、あれなども考えまして、学生に対しては学割りといふ一つの割引率がございまして、けれども、今度の運賃法改正でどうなつたか、その差は小さくなつたにいたしてしまつても、勤労青少年はそういう学割りの恩恵なんといふものはあるわけございませぬ。また、そういういろいろなことを考えますと、私は、最終的には、政府は課税最低限を大幅に引き上げて、こうした勤労青少年からは税金を取らないことにすべきであるといふふうに考へるわけでもございまして、いろいろ議論はあると思ひますけれども、大臣もそういう方向については反対ではなからうと思ひます。大臣として、この問題について前向きな御見解をひとついただきまして、次の質問に移つてまいりたいと思ひます。

○福田(組)国務大臣 たいへん人情機微に触れてのお話でありまして、私も十分さういふ趣旨については考へてみたい、さういふふうに思つております。これは課税最低限の問題とも關係がありまして、直ちにここで結論を申し上げるわけにまいりませんけれども、お話のように、前向きでひとつ検討する、さういふことにはいたしたいと存じます。

○平林委員 きょう、この問題についても質疑を展開いたしましたから、きょうはもうダイジェストで次へ移ります。

そこで、私は、大臣はいまのさういふ気持ちがあつて、いずれ近い将来、これが一歩前進していくことを期待しておりますけれども、そのお気持ちがあるならば、今度税制調査会で税率緩和が行なわれまして、最低税率の八%を八・五%に引き上げたといふことは、私は、たぶん大臣のお考へになつた気持ちと反する方向にいたつたのではないかと、最低の税率を八%から八・五%に引き上げるといふ緊急性とかあるいは必要性が、それほど強いものであつたかどうか、私は、今度の税制調査会案ではきつめて不満にたえないところ

なんであります。

そこで、この問題を中心として若干質疑を行ないまして、政府にお考えを願いたいと思っておるわけでありまして、この八％の最低税率を八・五％に引き上げることについていたしましたその対象人員は、大体納税者中どのくらいあるか、主税局長からお答えいただきたい。

○塩崎政府委員 八％の最低税率を八・五％に引き上げました理由につきましては、私どもしばしば御説明申し上げておるところでございます。最低税率を幾らにするかは、なかなかむずかしい問題でございますが、きわめて常識的に申し上げますれば、課税最低限を幾らにするかということと密接な関係があるのでございます。さらにまた、もう一つは、やはり最初の税率は、徴税費用と申しますか、徴税にかかりますところの人数、最初の課税人員につきましてどの程度の手数がかかるか、これとの相関関係でござるのでございます。各国とも、この最初の税率は高目にスタートしておりますし、所得税はそういう形のものがございますし、昭和二十五年のシャープ勧告のときには二〇％の税率から始まったような経験がございます。アメリカでは、現在、二〇％の税率でありましたのを最近下げましたが、これも一四％でございす。イギリスは二〇％でございす。ドイツは最近引き下げましたが、一％だけ引き下げまして一九％、こんなようなことで最初の税率ができておる。そんなような関係から見ますと、わが国の八％は少し低目であるということが税制調査会でも指摘されております。しかし、この最初の税率は、御承知のように、低額所得者、さらにまた、課税最低限と密接な関係がございすので、一挙に引き上げることがむずかしい。しかし、今度は、私どもといたしましては、低額所得者についての配慮は課税最低限で相当されてきた、こんなような感じでございます。そこで、最小限度〇・五％程度引き上げまして、徐々に控除の引き上げとにらみ合わせながら、理想的な、たとえは一

〇％といったような姿に進めていきたい、かように考えております。

そこで、この対象人員がどの程度かというお話でございますが、その対象人員という言葉を私十分理解してないかも知れませんが、これは課税人員全部に影響いたします。〇・五％と申しますと、十萬圓以下〇・五％でございすから、五百圓分だけ全納税人員——これは最高の金持ちで〇・五％の引き上げが影響いたします。しかし、その影響の程度は、昨年堀委員にも申し上げましたように、上の方よりも、税金を納める金額の少ない方のほうに影響することはもちろんでございます。そこは控除の引き上げと相殺されて税負担を見ていただきますればいいのではないかと、かように思っております。

○平林委員 結局、いまお話のとおり、〇・五％ですから五百圓ですか、それぞれの階層に影響するわけですか。しかし、大臣もおわかりのとおり、たとえば、課税所得十萬圓程度の者は従来八％であつたわけですね。その納税人員はどのくらいおるかという、昭和四十年度の大蔵省の資料によりますと、七百七十六萬三千五百人おるわけなんです。そして、その構成は全納税者の三九・一％あるわけでございます。そうすると、各納税者から五百圓ずつ取り上げるというのは行き渡りますけれども、課税所得十萬圓の者が最低税率引き上げによって五百圓だけ取られるのと、一萬圓も課税所得がある者が五百圓だけ取れるのとでは、受け方というものが違ってくることはおわかりだと思つております。私は、そういう意味から考えまして、この八％から八・五％ということは、少なくとも、直接の対象である七百七十六萬三千五百人の人たちは一番大きく響くというところは言えると思つております。しかも、この措置によつて税収はどのくらい増額になったかという点をひとつ調べなければならぬと思うのでありますが、この税額をちょっとはつきりさせていたいただきたいと思つております。

○塩崎政府委員 ただいま平林委員の御指摘で、

課税所得十萬圓以下の方がどれだけおるかということがわかりましたのでお答え申し上げます。

私どもの調べでは、現在の税法のもとでは、源泉所得で課税所得、すなわち、控除金額を引きましたほんとうの税率の適用されるネットの部分でございますが、そういう方々の人員は四百九十八萬二千人でございます。申告所得のほうは三十八萬四千人でございます。両者を合わせますと約五百三十萬ばかりの人になるかと思つております。そこで、先ほど申し上げましたように、確かに五百圓の増税が出るように見えるのでございますが、これも昨日申し上げましたように、基礎控除が一萬圓、給与所得控除の定額部分が一萬圓引き上げられますと二萬圓、これは給与所得の控除の関係でもう少し多目になりますけれども、簡単に申し上げまして、少し少な目でございますが二萬圓引き上がりまして、その八％の千六百圓減税が行なわれる、それから五百圓というのが差し引かれますと千百圓ということになり、増減の差は引きはさういうことになるかと思つております。この〇・五％引き上げによりましてところの増収額でございますが、私どもは百億圓と見積もっております。

私どもは、私どもは百億圓と見積もっております。私の考えとしては、この百億圓が税制の合理化という形で増収になります。これをひとつ課税最低限のほうに振り向けまして低額所得者の控除を引き上げた、こういうふうな考え方を持っていたらいいと思つております。もちろん、その一部は税率の緩和のほうに向けられた面と考へてもいいわけでございますが、私どもの率直な気持ちとしては、その点は合理化し、その上げた増収になる部分は、控除の引き上げあるいは税率の合理化の形で所得税の中で還元した、こんなようなつもりを持っております。

○平林委員 しかし、勤労控除、基礎控除については全般に行き渡るもので、また、給与所得控除も、これは最高の限度額がございすけれども、相当のところに行き届くもので、そうして、その税収がこの措置によつて百億圓ふえるというところは、私はどうも理解がいきがたいのです。

しかも、その百億圓のうち五十億圓程度、いまのお話ですと、課税所得十萬圓程度の者は五百三十萬人、そうすれば、大体五十億圓はこの階層の負担、ここから吸い上げられるものになつていくわけですね。私は、その低所得階層からたくさん財源を生んで、そしてそれが基礎控除あるいは給与所得控除がふえたということの見合ひで、これがよい負担をしておるということ、他の、これから申します高額所得者に対する手厚い保護と比べますと、一体いかなるものだろうかということなのであります。

もう一つの角度から申し上げますと、この結果、もし八％に据え置いたならば納税人員はかなり減少したのではないかと。総体の納税者が、本来であれば二百二十萬人くらいになるのを二十萬人にとどめ得たというお話が昨日来ございましたけれども、もし、この八％と最低税率を据え置いたならばこの納税人員はさらに少なくなつていったのではないかと、こう思ふのですけれども、この措置によつて、本来納税者が縮小すべきものが一体どのくらい縮小しなかつたのであるか、こういう点をひとつ明らかにしてください。

○塩崎政府委員 お答え申し上げます。

この措置は、課税所得に適用になります税率の部分でございすので、私が先ほど申し上げておりますように、控除金額を引いた残りが十萬圓までの方に適用になる税率のことでございます。したがつて、八・五を八％に下げたところで、控除が現行のままならば、納税人員には影響しないということになります。たとえば、三十萬圓の年収のある給与所得者は、給与所得控除金額その他によりまして計算される課税最低限は、約二十二萬圓でございすから、八萬圓残ります。そういったと、八萬圓に対して、八％が適用になるか、八・五％が適用になるか、こういう計算上の問題でございすので、納税人員は、もう控除金額がまゐりますれば、この〇・五％ということによりまして影響はしない、こういう計算でございす。

「委員長退席、吉田(重)委員長代理着席」

なお、この〇・五%の引き上げが、ただいま申されまして十万円までの課税所得層と申しますのは、総所得では、独身者ならば三十二万円くらいまでいく方でございまして、その方は全部十万円フルに受け取るとは限りません。頭が出ておられますのは、一万円の方もございまして、二万円の方もございまして、そんなような関係でございまして、フルに引いて二十五、六億円くらいでございまして、しかしながら、おそらくその全部が十万円じゃございまして、百円や二百円のことでもございまして、私は、いま正確に計算しておりませんが、二十億円足らずではないか、かように見ております。

○平林委員 私は先ほど大蔵大臣と勤労青年の税金の問題を話したわけですが、こういう下層は、もし最低税率を八%にしておいたならば、かなり救える人がいるのじゃないかということを申し上げておるのですが、その点はいかがですか。

○塩崎政府委員 その点はおっしゃるとおりでございます。〇・五%引き上げられただけその方々は税負担が軽くなる、これは申すまでもありません。ただ、私が申し上げましたのは、こういった税負担とは別に、税率の合理化という形で増収が生み出し得る面がありますれば、その部分が控除のほうに回った、所得税の中で、より合理化する形で控除のほうに回った、こういうふうなお考えをしておいたければあわせてある、こういうふうな申し上げたつもりでございまして、つまり、百億円の増収になった部分が課税最低限の引き上げに向かったというふうにお考え願えないでしょうか、こういう意味でございまして。

○平林委員 残念ながら、私はそういう考えにはいかないのです。やはり、課税最低限は全般のものです。それから、基礎控除を考えなければいかぬといつても、これは全般のことを考えなければいかぬし、いまさしあたり、この結果、犠牲というとおかしいけれども、納税人口の縮小であ

るとか、勤労青年の税金問題について、もし大臣が前向きで解決をしたいという気持ちがおありならば、当然この点は配慮されてしかるべきものではなかったか。いろいろ税のバランスのとり方があつたけれども、バランスをとるにはここからとる緊急性はなかったのではないかと。そういうことを考えますと、確かに税制調査会の示唆もあるかもしれないけれども、史上最大の減税と呼ばれる大幅減税をやられるときにこういうことをおやりになるのは、一体いかがなものであらうか。これは、私は政治的判断だと思つております。大蔵大臣の御見解を承りたいと思つております。

○福田(純)国務大臣 ただいま主税局長から申し上げましたように、どういふふうにして所得税全体を合理化するかという問題の一端としての最低税率の引き上げ、こういうことになる。これは、そういう意味において課税最低限の引き上げと非常に関係をしてくる問題だ、こういうふうな考えでおるわけですが、私も、課税最低限を、とにかくできる限り引き上げていきたい。いやしくも所得税納税者というランクに立つた者につきましても、これは先進諸国でも二〇%内外のところまでやっていく国が多いわけでございますから、そこまで一挙に引くことは、いかばかりかと思つて、しかし、課税最低限の引き上げと見合ひながら、税率をあまり下のほうで小刻みというのではなくて、最低限が引き上がるにつれて調整をとっていききたい、こういうことなのであります。どこまでも税制全体の合理化というワケ内でそういうことをやってみたくてございまして。これが、課税最低限の引き上げがない、それ自体において税率の引き上げをしたということであれば、これは問題なくあなたが御指摘のような問題にぶつかるとは、今回は五十六万円から六十三万円までの引き上げを行なう、これは画期的な大幅な引き上げでございまして、そういう際に、最低税率の調整をはかる、こういうことにいたしましたわけでございます。

○塩崎政府委員 一つ言い落しました。これは

昨日も堀委員御指摘であつたところでございますが、所得税の負担は、所得にかかるとは、所得税だけではないで、もう一つ、住民税という大きな要素を忘れてはいかぬ、住民税は、御存じのように、所得税以上に納税者が多い税でございます。私もその計算では、住民税のほうが所得税の失格者も対象としたしております関係上、所得税は二千万人くらいでございまして、住民税では二千万人百五十万人くらい納税者がおります。この住民税は、こしはばく減税をしておりませんで、したけれども、四十一年度は、この住民税の減税が控除の引き上げという形で大幅に行なわれる、そんなような関係がございまして、この際所得税の税率自体は合理化したらどうか、こういう趣旨でございまして。それも、一挙にまいりませんから、〇・五%にいたしておりましたが、私どもの計算で見ても、まいりまして、今度の住民税と所得税と合算して所得に對します税負担を考へてみますと、昨日も五十万円以下の階層、百万円以下の階層、二百万円以下の階層と分けて、堀委員にお答えしたわけでございますが、この程度の税率の引き上げは、控除の引き上げという形で十分吸収できるのではないかと、減税のバランスも、昨日読みましたように、適正だと申します。昨日読みましたように、これは前年の減税あるいは前々年の減税、種々のこれまで行ないました減税と足していただければ、なおいいわけでございますけれども、そういう意味で御理解願えるのではないかと、かように申し上げたいと思つてございまして。

○平林委員 私は、これは何と云われても納得できない点でございまして、政府にも十分再検討を要請しておきたい。特に、納税人員を縮小するという方向においては、税制調査会も大いに努力をすべきであるというお話があつたときでございまして、それから、そういう意味で政治的な判断が必要なのであらう。私は、本来ならば、引き続き、それでは、高額所得者と比較した上において、最近の低所得層に對する課税のしかたとしては少し悪い

やりが過ぎ過ぎるのではないかと申すことを申し上げたいのですが、これを展開していきまして、またしばらく時間がかりますから省略をします。適当な時期に申し上げたいと思つて、たぶん、大蔵大臣もその点おわかりのことと思つて、そういう意味では、この問題については、史上最大の減税と呼ばれますけれども、そういう中になおこういう点があるのだということを十分頭に入れてもらいたいと思つております。

最後になりますけれども、税の負担率の問題について、少し政府の考え方をきちんとさせてもらいたいと思つております。それは、総理大臣の施政方針演説によりまして、今度の減税を説明するにあたりまして、国民所得に對する税負担率をあげましてこれを評価されておりました。すなわち、国民の税負担の現状は、この減税の結果二〇・何%になった、こういうことを施政方針演説の冒頭に掲げられたのであります。私は、これはどうも総理大臣は非常に便宜主義的な説明をしておるのじゃないかというところを感じたのであります。これは、申し上げるまでもなく、初め国民の税負担の現状を考へる場合には、中山伊知郎さんが中心になつて、大體国民の税負担は国民所得に對して二〇%程度が必要であるということに絶えず強調されてまいりまして、私も何回か、自分の間この程度にとどめていくようにと、そのため減税を要求し続けてまいつたのであります。その後、明らかに税制調査会において方向転換が行なわれまして、政府の示唆もあるけれども、いや、これからは国民の税負担率幾らということだけでは十分でないのだ、それであるから、いろいろな理由を説明しましたけれども、今後は自然増収の一定の割合をもつて減税の基礎にしたらどうか、そして長期税制答申の中には、これからは税の自然増収の何%というのを基準にして減税を考えなさい、こういう答申をして閉じました。その後、経済情勢の変化、不況、そして年間二千六百億円の収支不足という時代に入りまして、いままでの税制調査会の自然増収を基礎にし

ず来年は減税できない、こういうことにならざるを得ないのじゃないかという心配をするのです。そうすれば、ことしの所得税減税の中で私らが指摘しておる点を是正しておくか、でないれば——いや、できますということなら、そういうことでけっこうでございますけれども、将来課税最低限を八十万円にするという、その将来というのは、一体来年じゅうにそういう方向に努力する一歩を踏み出すものか、お休みするものか、それは三年後くらいのものであるというのか、三年後になったら、佐藤総理大臣じゃなくなる場合もあるわけでございますして、そういうことを考えると、一体ど

うなのか。私は、そこら辺をもう少し国民は知っていたかと思うのであります。来年はできないかも知れぬが、こういうふうにあきらめさせますか。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

○福田(赳)國務大臣 来年は非常に苦しいのです。それで、あなたのお話のような問題に回答するためには、来年の経済情勢が一体どうなるか、こういう問題なんです。したがって、その自然増収がどういふふうになるだろうか、大まかに申し上げますと、四十二年度も経常支出は経常歳入でまかなう、こういうことになるだろうと思う。その際に、自然増収が非常に多くて、経常歳入をまかなうてなお余りあり、こういうような状態になるかどうか、こういう問題なんです。その辺が非常に意見方としてデリケートなことはおわかりかと思うのでありますが、とにかく、長期にわたって減税をしていきたいということにつきましては、これは一貫した方針としていきたいと思ふのだが、何せ四十二、三年という年が最も財政計画に苦しい時期に当たりますので、この時期にどういふ幅のものをやっていくかということ、今日まだここで答えるべきでないような状態であります。

○平林委員 なお、詰めた点もあるのですけれども、時間もだいぶ経過いたしましたから、御迷惑をかけると思ひますので、一応これで打ち切っておきます。時間の余裕がありますれば、なお用意したものがございますから、その機会にやりたいと思ひますので、一応打ち切っておきたいと思ひます。

○三池委員長 只松祐治君。
○只松委員 本論に入る前に、一、二点お尋ねをしたいと思ひますが、新聞で御案内のように、韓国の警備艇に日本の漁船が拿捕されております。これはいろいろな関連がございまして、詰めれば大蔵委員会でも非常に関連が出てくるわけですが、そういうことではなくて、簡単に御尋ねをしておきたいと思ひます。

こういうことはたいへん遺憾だと思ひますし、大臣も遺憾だと思ひだと思ひますが、私が多少関連があるというのには、いわゆるこういうことがたび重なつてまいれば、当然に、私たちは、賠償の支払い、あるいはそういう関係等も日本政府においても考慮をしなければならぬだろう、こういうことが考えられるわけでありまして、そういう点からお聞きしておきたいと思ひております。大臣は遺憾だと思ひになりますかどうか。

○福田(赳)國務大臣 日韓国交正常化の途上におきましてこういう事件が起こつたことは、きわめて遺憾であります。その思ひます。

○只松委員 日本国民として当然のことばだと思ひますが、したがって、こういうことが一件です。から、いきなり賠償を停止するとか何とか、そういうことはいかかと思ひますけれども、たゞ重なるにつれて起る——きょうも、日韓のときに、ある意味では強行されたある議員の方が、こういうことになるのはわれわれはつゆ思はずというやうなことで、朝めし食べながら笑つたわけでございますけれども、いゝわゆる、ああいう国家でございまして、こういうことの続発するといふことが懸念されるわけでありまして、そういう場合には、締結したいろいろな条約や賠償を破棄するといふことは、もちろん直ちにしないでしょうけれども、一時停止するとか、そういうことを考慮すべきだと思ひますが、そういうことまでお考えになりますか。

○福田(赳)國務大臣 今回の事件の究明というのには、いま政府は全力を尽くしておるわけでありまして、これを適正に終末をつけるということが本筋でありまして、いま直ちに賠償といふか、経済協力の停止だといふようなことは、念頭に全然ございせん。

○只松委員 そうだろうと思ひます。いま、ちよつと私は笑ひ話を引例したのですが、これは笑ひ話では済まされなことを含んだ話で、相手の国内情勢、経済情勢、いろいろなものを私たちが顧慮して——そういうことを説明する時間があるけれども、

ございせんが、そうすると、対外的に敵を求めたり、緊張をつくつていかなければならぬ、こういうことになりまして、こういうことの懸念が私たちが予想されるわけです。したがって、そういうことも含んで、これは本論ではございせんから、私はちよつと聞いておるわけでございます。で、こういうことがたび重なつた場合には、われわれとしても、政府としても、そういうものを当然にお考えにならなければならぬ。こういうことで、単なる外交手段だけでそういう韓国の国内情勢といふものを見る場合に、済まされな問題が出てくるのじゃないか。そこで申し上げませんが、けれども、そういうことを含んでお考えいただきたい、こういうことを申し上げておきます。

平林委員の質問とも関連して、もう一つ、本論に入る前にお聞きしておきたいと思ひますが、けさの読売を見まして、八十万二千円までですが、昭和四十三年度をめどに所得税を減税したい、こういうことが出ております。聞きますと、大蔵省のほうでは相当真剣に検討されておる、こういうふうに出ておるわけでございます。いま、大臣の御答弁では、四十二、三年が一番苦しい状態である、このお答えになりました。それを、私たちは、もちろん八十万円を本年度からしよう、こういうことを言っておるわけですが、なかなかできないで、一番苦しい状態だ、こうおっしゃつた三年ごろは一番苦しい状態だ、こうおっしゃつたけれども、大蔵事務当局としては、四十三年度を目標に相当真剣に研究されておるといふことでございまして、大臣からでも事務当局からでも、こうでございます。それぞれにお答えをいただきたいほうがいいと思ひますが、お答えをいただきましたと思ひます。

○福田(赳)國務大臣 国会でも済みました税制調査会の再開方をお願いしたい、こういうふうな思ひがあるのです。その際には、長期の税制はどうかあるべきであるか、そういう問題についての御検討をお願いしたい、かような考えであります。それをどういふ年度割りでやっていくか、この年

度割りはなかなかむずかしい、そこで、目標はどこに置くべきかといふことについての諮問となると思ひます。それを、そのときどきの経済情勢、また財政事情、そういうものを勘案して逐次実施に移したい、こういうふうな考えをおるわけでございます。したがって、ただいま、八十万円までの課税最低限引き上げを四十三年度までに行なう、こういうふうな面まつた考え方を持っておるわけでございます。

○塩崎政府委員 私が昨日平林委員の御質問に答へまして、課税最低限を八十万円程度にするならば、どの程度の減収が生じ、どの程度の納税人口が減少するか、こういう御質問に對しまして答へたことが、新聞に出たかと思ひます。でございます。大きな考え方は、大臣が申されたとおりでございまして、何年度にこれを実施すべきであるかといふことは、財政問題との関連もございまして、私どももいたしまして、はつきりした考え方を持っておるわけでございます。ただ、何と申しましても、事務当局でございまして、こういう技術的な検討事項を常に私どもも用意しておかなければならぬ、こういう意味で常に用意し、ときどき上司の方から聞かれますれば、こういうことになるといふことをお答え申し上げておるところでございます。昨日は、そういう意味で種々の前提を置まして、たとえば、八十万円にするにしても、基礎控除、配偶者控除、扶養控除のいずれを上げるか、これによつて相当減収額も違ひし、納税人口の減り方も違ひ、減収額にいたしましては千七百億円から二千七百億円くらいの幅のある減収が生ずるであらう、こういうことを申し上げたのでございまして。

○只松委員 大臣が打ち消しのやうな答弁をされたので、事務当局もしゅんとなつたのではないかと思ひます。聞くところによると、これはあくまで事務段階の試案の試案だろつと思ひますけれども、は昭和四十三年度にはそういうことができる見通しの案がある、こういうふうなことは聞いておるわけですか。しかも、なおかつ、事務当局としては

常に納税人口を事務上からも減らしたい、こうい

うお考えをお持ちなところでございますので、私
は、当然に事務当局の案としてはそうあるべきだ
ろう。これが政治的に、きのう大臣が明快に答え
ましたように、経済上必要か必要でないか、まず
それをきめてからワクをつくっていくわけですが、
これはそのとおりだと思ふ。したがって、政
治上できないという事は、あるいは出てくるか
もしれませんが、事務当局としては、ほくほそ
あるべきだと思ふ。それを今度は、だいたい一
歩後退したような御発言だったので、事務当
局としては、そういうことが可能である、検討さ
れ得る、こういうふうに言えると思ひますけ
れども、どうです。

○塩崎政府委員 私、先ほど申し上げましたよ
うに、減収額も非常に大きい減税にもなりますし、
財政問題にも非常に影響する問題でございます。
先ほど大臣が申されましたように、長期税制構
想の一つの支柱となるものでございます。四月から
税制調査会にこゝろをいたした具体的プランを少し出
しまして、詳細に練つていただきたい、こういう
気持ちでございます。もちろん、私もいろいろ
まして、現在の税務の実情と、さらに国民の声か
ら見まして、できる限りの減税を進めるほうがい
し、さらにまた、納税者の人口は減らすほうが望
ましいというふうな気持ちを持っておりますが、
非常にむずかしい問題もございします。しかし、具
体的なプランをいたしまして、四月からはひとつ
検討に入りたい、かように考えております。

○只松委員 検討にお入りになることと思ひます
が、いわゆる実現の可能性、たとえば、きょう、
説話を全部お読みになったかどうか知りません
が、ああいふ案が事務当局としては実現可能であ
るかどうか。それと政治的な判断というものはお
のずから別ですよ。事務当局の案としてはどうお
考えになりますか、こういうことを聞いています。

○塩崎政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、千七百億円という減収を伴う減税、これは普
通の方法ではなかなか容易ではなからうという感

じがいたしております。

○只松委員 これが本論でございますので、き
うは、これでやめておきます。
いまから所得税、法人税等の問題について御質
問をいたしたいと思います。

まず、源泉所得でございますけれども、源泉所
得は十二月三十一日に確定して、政府に対してい
わゆる債務が発生すると申しますか、確定して
るわけでございます。しかし、勤労者は毎月の月
給から差引かれていくわけですから、先取りさ
れておる、こういうことになるわけですが、これは
違憲だということ、そういうことを中心にして
訴訟まで起こされたことがあるわけですが、そう
いう法律上のことはどうもいまいちわけじゃ
ございせんけれども、その問題とともに、やは
り他のいろいろな自主申告あるいは法人税その他
と関連して、源泉所得者がひとつも逃げられ
ないようになつております、あるいは逃げられ
ないだけではないで、こうやって先に納めておる。
いわゆる行政的な立場から見れば非常にアン
バランスであるし、源泉所得者が過酷な扱い
を受けておると思ふのです。だから、いろいろこ
うやって減免税しているのだ、こういう切り返し
のことはあるかと思ひますけれども、とにかく、
そういう源泉所得者が過酷な取り扱いを受けて
おる。それに、ちよつとでも何かものを書いた
りなんかすれば、そういう人々はすぐまた税金を
取られていく、いわゆるアリのはい出すき間も
ないというくらい税金を持っていかれる。また、
これをちよつとでも納税を怠りますと、加算税を
取られたり、利子を取られたりしてくるわけなん
です。しかし、先に払つたからといって、それに對
する特典というものはないわけですね。たいへん
不公平だと思ひになるならば、それに對する何
らかの特典、そういうものを考慮すべきだと思ひ
ますが、そういう点についてお考えはございませ
んか、ございせんか。

○塩崎政府委員 源泉徴収につきましては、ただ
いま只松委員の御指摘の点、常に主張されるところ

でございます。私も、源泉徴収という制度が非
常に確実な方法であり、徴税コストのきわめて安
く上る方法といたしまして利点は認めるわけで
ございしますが、一方、そういった批判のあること
も十分存じしております。

そこで、これに對しまして、税制上どんなよう
な対策を講じておるかという点でございます。御
存じのように、所得税法は所得に對しまして課税
するわけでございします。所得というものは、収入か
らその収入を上げるに必要な費用を控除した金額
が所得でございます。これに對しましては、そ
れから基礎控除、配偶者控除、扶養控除、いわゆ
る人的控除を引きまして、課税所得として課税す
るのでございしますが、給与所得者につきましては
は、その所得のうちから特別な控除をする必要が
あるであらうということで、御存じのように、給与
所得控除という特別な控除を、他の所得者と違つ
て認めておる、これが一つの源泉徴収に對しま
すところの対価と申しますか、他の所得者に對しま
すところの源泉徴収の不利を補う意味の相殺要
素、かように考えております。御承知のように、
給与所得控除は、先般申し上げておりますように
に、定額四万円を控除し、それから六十万円まで
は二〇％を控除し、八十万円までは一〇％を控除
し、最高限度十八万円所得控除をすることにいた
しております。こういふ所得控除で源泉徴収の不
利を補うというふうなことも考えられないかと
いうふうに考えております。もちろん、給与所得
控除につきましても、只松委員御存じのように、
もう少し別な理由がございまして、営業所得者あ
るいは事業所得者と比しまして、資産所得ではな
い、一身でも、まさしく一身専属の全く肉身にた
よる所得である、そういう意味で、担税力が少
ないではないか、こういふことを相殺する意味
において給与所得控除を認める、こういう御意見
があり、それにも一つの根拠を置いているかと思
ひます。

さらにまた、何と申しましても、実際の徴税上
の面におきまして、毎日毎日事業所得者のところ

についておりました税務官吏が調査することでも
できない、そこに種々の課税の問題についての不
十分さが、現在の納税レベルでは起こる可能性が相
当あるわけでございしますから、これとの相殺も行
なうという趣旨もございします。それからもう一つ
は、給与所得は、実は収入即所得みたいな感じが
いたしますが、これも堀委員の常に指摘されるよ
うに、費用の部分があるではないか、個人消費と
多分に関連する部分でございしますけれども、給与
所得といえども、勤務場所に通う、さらにまた、所
得を上げるに必要な費用部分があるではないか、
せびろにいたしたとしても、くつにいたしたとしても、
減価償却部分は費用と考へる要素があらはしない
か、こんなような四角ばかりの理由で給与所得控
除を認め、その中の一つに、いま只松委員の御指
摘になりました源泉徴収の不利を補う、利子を相
殺する、早目に納めることに對します一つの相殺
要素、かように考えております。ただ、金額の多
寡につきましても、種々議論のあるところでござ
いしますが、現在、かような考へ方に立つておる
のでございします。

○只松委員 大体話はわかりますというふうなお
答えでございますが、そういうことならば、ひと
つ、明確に源泉徴収控除、こういふものを設けて
いくほうが、ほかの諸税とのつり合いもとれると
思ふのです。何と申しましても、納税というものは
自主申告です。ところが、この源泉だけは自主申
告ではないわけで、ある意味の賦課課税方式とい
つても過言ではない方式がとられておるわけで
ありますから、そういう面から見ると、自主申告
者と同じように納付させて、本人が申告して、こ
れだけ自分がもらつてゐるんだ、こういふ形で取
るのが税法上のたゞまなうと思ふ。ところが、
源泉徴収の給与所得者がさういふふうになつ
ていないのですから、實際上からも理論上からも、
源泉徴収控除というふうなものを設ける。たとえ
ば、われわれ国会議員でもさうですが、皆さん方
でも、額が大きくなると非常にたくさんのお金を
前払いするわけですから、それを年間十二ヵ月合

わせますとばく大なものになる。この利子だけにしても相当なものになるわけでしよう。したがって、源泉徴収控除というよりなものを新たに設けることがいいのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。大臣からお答えをいただきたい。

○堀崎政府委員 確かに、私も源泉徴収につきましても問題点を認めるわけでございまして、現在の給与所得控除が十分であると思っております。財政事情が許すならば——ことに、先日御議論になっておりますように、給与所得者が二十万人の納税者のうちに八割五分まで占めてきた状況でございます。三十一年が一番納税者の少ないときで、千万人ございまして、それからふえまして千万人の大部分は給与所得者、それも独身者が六割ばかり占めておることをきのう申し上げましたけれども、かような関係から見まして、この源泉徴収を受ける給与所得についてどうするか、今後、もう少し検討してまいりたい。さらに、只松先生のおっしゃったように、現在、最高限度を置いてございまして、先ほども申し上げましたように、十八万円が限度である。そうすると、いまの御質問の、利子だけでも損をしているではないかというのを考えますと、それは源泉徴収を受ける相当な高所得者についても源泉徴収の不利はあるんだから、給与所得控除について最高限度を置いておること自体がどんなことであろうかという御疑問が出てきたのではなからうかと思ひます。このあたり、給与所得控除のあり方の問題として、ひとつ今後慎重に検討してまいりたい、かように思っております。

○福田(越)国務大臣 勤労控除を源泉控除と名前を変えろというお話なんですか。実態を変えたらどうだというお話なんですか。——いま主税局長からお話のようなことで、なお今後とも検討いたします。

○只松委員 繰り返し申し上げますように、日本の納税制度は、世界でもそうですが、自主申告です。国民が納得して納めるべきものである。給与所得

者だけがこういう圧力を受けておるわけですから、ひとつ、それになじまないで、やはり本来の税制のあり方、あるいは国民に納得して納めてもらう、こういう形からは、当然に趣旨がさういうことであるならば、名目を変えるのは簡単なことでございまして、皆さん御納得がいただけるならば、源泉徴収控除そのまますばりがいいかどうかは別にしまして、こういう趣旨のものを設けてするならば、よりよく、いま納税人口、額、ともに多くなつておるこの給与所得者の税金がスムーズに納まっていくなかと思ひます。そのために、ぜひひとつ御研究、御努力をお願いしたい。

それから次に、所得の場合にいろいろ現物給与が行なわれるわけですが、これも通勤手当や食事がなかやかまじいわけですが、ところが、外人の商社あるいは外国から来る人、そういう人に対してはいろいろなことが非常におちかぬものな感じがする。いろいろなそういう諸費用、特にホテル代というもののについては、何か無制限といつてはなんですか、ほとんど手を触れない。こういうことで、多少飲み食いなんかしても、ほとんどホテル代の中につけてしまふさうですけれども、やはりこういうものも、あまり外人だけ野方図にしておくといいもの、あれは、いろいろな問題が出てくるかと思ひます。これとの均衡をとつてもらいたいと思ひます。それから、それから逆な面では、通勤手当なんか、もつと皆さんのほうで寛大な処置と申しますか、手当を上げて認めていく、こういうことを私はすべきだろふと思ひますけれども、こういういわゆる現物給与について、ひとつお考えを承りたいと思ひます。

○堀崎政府委員 只松委員の御指摘されましたように、現物の給与というものは非常にむずかしいし、現在の取り扱いも私は完全なものと思ひませんし、また、混乱した部分もあることは御存じのとおりでございます。できる限り、私どももそ

ういった面を是正情勢に應じましてはかつてまいりたい、こんな気持ちでございます。今回、通

勤費につきまして御提案申し上げましたのも、そういう趣旨でございますが、何ぶん現物給与は、御存じのように、雇い主から強制的に与えられる面もございまして、なかなか所得といたしましての評価が——所得の特色は、私は自由に処分できるところにあるかと思ひますのでございまして、そういう面がなかなかつかめない。さらにまた、評価が非常にむずかしい面もございまして、先ほど御指摘の面は、こんなようなことに関連しておる面がやはりはないかと思ひますのでございまして、こんなような点を考慮いたしまして、私どもは、現物給与につきましても、費用と見るのか、あるいは個人的な消費と見るのか、限界がむずかしい場合が多々ございまして、ことに、外人というお話もございまして、事業所得者、たとえば、演奏家が日本に参りまして、新聞社の招待で、ホテル代だけのは新聞社が持つといった場合に、これをどの程度のものに費用と見るのかがいいか、収入には多分に関連いたしますが、そのあたりも非常にむずかしい問題もございまして、そういう点、常に検討しておりますが、個人消費と、所得をあげる費用との限界、これはどの国でも非常にむずかしいのでございまして、困つております。私どもも、できる限り実情に即した、今後の情勢に即した改善を常に行なつてまいりたい、かように考えております。

○只松委員 外人の話が出ましたから、ついでに言つておきますと、いまのホテル代やなんかも、よそで飲んでおつたのを全部ホテルに持つてきて詰め込んでしまつても、ほとんど調べられないさうです。それから、極端な例は、法人の場合でも、英語を使えば税務署の人がたいてい帰つてくれる、こういうことださうです。別にいじめるとは申しませんが、アメリカだろつと、ドイツだろつと、どこの外人だろつと、そういう点はやはり——むしろ外国のほうに納税は完全に、自分たちは正しくする、そういう概念を持つておるわけなんですから、あまりさうおそれないで、

ひとつつりつぱないわゆる調査、徴税を行なつていただくと思ひます。あまり低過ぎるさうです。私は例も持つておきますけれども、こういったいろいろな国際的な問題に及びますので話しません、ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

それから次に、自主申告との関係で一番問題になつてまいります問題に、給与の否認という問題があるわけですが、特に、社長さんや重役の場合に否認の問題があるわけですが、私はこの前もちょっと大臣に御質問したときに言つたのですが、私の知つた会社の社長さんが十五万円月給を取つた、それは高い、したがつて、十二万円にしろと、三万円税務署から下げられて、そして十五万円バックいたしまして、四十五万円純益とみなす、純益というのは諸雑費を差し引いたわけですから、そこへ税金をかけられようとしておるわけでございます。こういう事例がたたくさんございまして、これはそういう実例とともに、法律解釈上のいろいろな問題が出てくるわけでございまして、いわゆる税務署あるいは大蔵当局においては、適正な給与というところをおつしやるわけですが、こういう場合の適正な給与とは一体何が適正であるか。まあ、結論を言えば、皆さんのほうの税務署の恣意による適正だ、こういうことに日本ではなつてゐる。ところが、こういう恣意による適正というものはあり得ないわけですが、適正な給与とは一体何か。これは全国の中小企業者に重大な影響を及ぼす問題で、これでみんなおそれおのき泣いてゐるわけですから、適正な給与の解釈をひとつお願いしたいと思ひます。

○中嶋説明員 ただいまのお尋ねが税の執行上の問題に関連いたしますので、国税庁のほうから御答弁申し上げます。

法人税法では、過大な給与については、これを否認して損金に算入しないことができるという場合が書いてございまして、これを受けまして、政令でいろいろな場合を規定しておるわけでございまして、端的に申しますと、形式的な基準と実体的な基準があらうかと存じます。

ひとつつりつぱないわゆる調査、徴税を行なつていただくと思ひます。あまり低過ぎるさうです。私は例も持つておきますけれども、こういったいろいろな国際的な問題に及びますので話しません、ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

それから次に、自主申告との関係で一番問題になつてまいります問題に、給与の否認という問題があるわけですが、特に、社長さんや重役の場合に否認の問題があるわけですが、私はこの前もちょっと大臣に御質問したときに言つたのですが、私の知つた会社の社長さんが十五万円月給を取つた、それは高い、したがつて、十二万円にしろと、三万円税務署から下げられて、そして十五万円バックいたしまして、四十五万円純益とみなす、純益というのは諸雑費を差し引いたわけですから、そこへ税金をかけられようとしておるわけでございます。こういう事例がたたくさんございまして、これはそういう実例とともに、法律解釈上のいろいろな問題が出てくるわけでございまして、いわゆる税務署あるいは大蔵当局においては、適正な給与というところをおつしやるわけですが、こういう場合の適正な給与とは一体何が適正であるか。まあ、結論を言えば、皆さんのほうの税務署の恣意による適正だ、こういうことに日本ではなつてゐる。ところが、こういう恣意による適正というものはあり得ないわけですが、適正な給与とは一体何か。これは全国の中小企業者に重大な影響を及ぼす問題で、これでみんなおそれおのき泣いてゐるわけですから、適正な給与の解釈をひとつお願いしたいと思ひます。

形式的な基準と申しますのは、この前も当委員会で長官から御答弁申し上げたと思いますが、たとえば、株主総会の決議できめられた場合、これらあるいは定款できまっておるような場合、これらにつきましても、それをこえた報酬が支払われておりますと、これは過大な報酬ということで、その部分を損金に算入しないという扱いをいたしております。

それから、ただいまのお尋ねは、おそらく実体的に何が過大かというお尋ねであらうかと思いますが、これは、実は非常にむずかしい問題でございます。これは、その職務の内容でございますとか、その法人の収益率がどうでありますとか、あるいは事業規模が類似しておる他の法人の役員報酬と比べて著しく権衡を失しておるかどうかというような点が、一つの基準にならうかと思ひます。実際の扱いにつきましても、やはり役員報酬を過大に出すことによりまして、法人の利益を調節すると申しますか、そういうことがあると、課税上の弊害が生じますので、そういう観点から、場合によりましては否認をいたしておる、かようなことになっております。

○只松委員 形式上のことはいいんです。実体上——まあ、これはなかなか、そこいらの八百屋やくだもの屋、魚屋さんの社長さんは、自分でもわからないわけですよ。板橋に見に行つても、ぼくらびつくりした。そんなになんかと思つたが、七、八〇〇ぐらいは自分でつけていないと言つてゐるんです。あそこに来て書いてもらう。こんなことを見たつて、わかる道理はない。そこで適正なものとは何だというわけで、税務署の署長なり課長なりに、ぜひひとつ教えてください、こう言つても、これは日本では絶対に教えないのです。教えないから自分で書く、書く、それはけしからぬ、こうなる。せつかく中小企業のおやじさん、いわゆる社長さんやなんか教えてくれと言つたら、なぜ教えないのですか。教えないで、出すと、それはだめだと否認して、いまの話じゃないけれども、バックブレイクしよう、こういうことでしょ

う。こんなひどい話は、行政の指導上ないでしよう。どうやるんですか。

○中嶋説明員 税務署のほうで、役員が尋ねてもはつきりした基準を教えてくれないという御質問でございます。昔は、資本階級別あるいは規模別に非常に詳細な基準がございまして、それによつて、場合によつては否認をしておつたわけでございますが、最近では、そういうあまり形式的な基準と申しますものは、むしろ弊害があるということと、先ほど申し上げましたように、やや抽象的な基準に切り変わったわけでございます。したがうして、基準は何かということにつきましては、これは同業種の他の法人の給与等との比較とかその他を見なければ、一がいにくうだということと申し上げられないということと御了解をいただきたいと思ひます。

○只松委員 とても了解なんかできるものですか。それは八百屋のおやじさん、社長が会社に来たおつて、その社長さんが、Aという八百屋は十五万円だった、Bという八百屋は二十万円だった、Cという八百屋は三十万円だったと言つたつて、話しやしませんよ。教えやしませんよ。自分のものが十五万円が適正であるか、二十万円が適正かわからないでしよう。わからなから、税務署に幾らくらいがいいでしようと言つても、税務署は教えないわけですよ。それで、自分で適当にすれば、それはだめだ。しかも一年間、前年度申告してそれは認められておるのも、翌年度になつてそれはだめだと否認されてきて、前年度までバックブレイクしろ、こういう、いわばでたらめといひますか、出てくるでしよう。それでまごごして、けんかしておれば、それならというわけで、重加算税かけるぞ、延滞利子かけるぞというわけで、税務署のほうはおどかさすわけですからね。それを、いまあなたがおっしゃつたような答弁でかんべんしてくれと言つて、私がしても、実際にお支払いになる中小企業のおやじさん連中というのは、この問題でたいへん困つてゐるわけですよ。

○中嶋説明員 税務署ではどういふ項目が益に入

り、損に入るか、その点を認定しておるわけでございます。給与そのものを税務署がきめておるわけではございません。これは、もう申し上げるまでもないことでございますが、税務署でどこまでの報酬が経費に入るかというこの限界をきめておるわけでございます。したがうして、全然基準を教えないということにつきましては、これは税務署に参りますと、その場で、あなたはこれくらいなら適当ですということを言つておると私は思ひますけれども、抽象的な基準を申し上げていないという意味ではないかと想像しております。

○只松委員 それはあなたが実態を知らないからで、あなたたちの通達には直近上位、直近下位の間ということと通達をして指導して、いますよね。しかし、実際上は、絶対教えないのですよ。しかし、ドイツでは教えないけれども、法律になつてゐるでしよう。それで教えないのですよ。日本ではそれがわからないから、絶対教えないのですよ。教えないから、自分ですれば、そういうふうにして否認されてくる。これは賞与から何からずつといういろいろな否認される場合が多いわけですから、自分の給料でさえも否認されてくる。あなたが言つてゐるような、そういう答弁ではだめです。これはどうですか。じゃ、逆に、昔あつたというが、ドイツのように教えないけれども、い

いですか。それとも、いまみたいに、やつぱり適当にやつておいて、適当に否認したり、適当に認めたり、いわゆる中小企業のおやじさんたちを戦々恐々とそのまゝにしておくほうが、これは税金を取り上げるには一番いい、こういうふうにお考えになるのですか、どうですか。

○中嶋説明員 報酬を損金に算入しない限度のきめ方でございますけれども、かつては税務署できめておるというものではございません。これは法令によりまして一つの基準があるわけでございます。ただ、その基準が形式的に……。

○只松委員 法令というものは何ですか。

○中嶋説明員 法人税法と施行令でございます。その基準が、いわば実体基準でありまして、形式的に資本階級別にきめていないというだけでございます。したがうして、たとえば、その会社の所得金額の中で報酬の占める割合が著しく高い、報酬率と申しますか、そういうものが著しく高い場合には、これは否認する場合もあり得るということでございます。ただ、私どもが調べております限りでは、これが非常に不権衡である場合に否認をいたしておるわけでございます。大体の場合には——最近ではこれを否認して非常に問題が起つたという事例は、私どもは多く聞いておりません。さういふ情勢でございます。

○只松委員 私は、あるからお聞きしてゐるので、たとえば、こうやつてあとで否認されるのは少なくなつてきてゐるのですよ。しかし、やはり申告する場合にほとんど問題になるをうです。東京のある会社の社長さんは、六十万円だということと一応否認されたそうです。ところが、いや、実はこういふふうで、いろいろ説明したら、その社長さんの六十万円を妥当だとして税務署のほうはお認めになつたそうです。ところが、大宮の駅前のくだもの屋、大宮で超一流ですよ。埼玉で一等地、特等地、この駅前の方と売れてゐるくだもの屋さんが、十五万円じゃ高い、こういうことで否認されて、十二万円に下げられてゐるわけですよ。これをあなたの方で、いま施行令があるとか基準があるとかおっしゃいましたけれども、どういふ施行令か、どういふ基準があるか。私は、直近上位、直近下位というふうな通達が出ておることは知つておりますけれども、あなたたちの通達は非常に秘密が多いから——全部お出しただいてもいいですけれども、そんなものはありませんか。それから、いま言うように、六十万円の社長さんもある、一方、十五万円は高過ぎる、十二万円ではなければだめだ。これは税務職員が恣意によつてゐるのですよ。何を基準にしてそれをいいと御判断になりますか。

○中嶋説明員 法令と申し上げましたが、法人税

法の三十四条に、過大な役員報酬について損金に算入をしない場合の規定がございます。それから、これを受けまして、法人税法の施行令の第六十九条にこの基準が書いてあるわけでございます。これは、先ほど申し上げましたように、一つは実体的な基準、一つは形式的な基準がこれに書いてございます。内容は、当該役員職務の内容とか、あるいはその法人の収益、使用人に対する給料の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして著しく不当であるというような場合に、そのこえる部分について否認をするということでございます。なお、先ほど具体的な例について只松先生お尋ねがございましたが、十五万円の給与を十二万円に査定と申しますか、税法上、差額の三万円を否認されたというお話がございました。いろいろな場合につきましていろいろなケースがあると考えられますが、くだもの屋につきまして私ども調べましたものを申し上げますと、報酬率について大体二割ないし三割、これは売り上げに対する役員の報酬率で申し上げておりますが、その場合、六割ないし七割と、三倍程度の報酬率になっておるといふようなものにつきまして否認した事例がございます。おそれ、只松先生の御質問はそれに関連しておるのじゃないかというように考えております。

○只松委員 私には法理論なり形式論議は多少わかっておりますし、それをしようと思つてない。實際上、私はいま二つの例しかあげませんけれども、あげればまだ一ぱい持つてきておりますよ。たくさんそういう例があるわけですよ。いわば恣意的なんです。あなたが言われておるように、法理論上はそういうふうになっております。それは認めたついでです。しかし、實際上、六十万円でもいいというように認められたことがある。それは今度の、十五日締め切りのやつで、それを折衝された税理士さんから聞いた話です。しかし、十五万円でもだめだ。この六十万というの、私たちが、そう言つてはなんだけれども、日本の官

公吏なり、すべての例からいっても、六十万は高いと思つてよ。しかし、それでも認められるでしょう。何を基準に六十万円を妥当と見ておられるか。しかし、ぼくらが見ると、それは利潤率とかなんとかおっしゃるけれども、そういうところの店ならば、十五万円の月給くらいいいだろうとぼくらは思ひます。ところが、十五万円は高い。あなたはきめないと仰いけれども、実際には、税務職員がこれは十二万円にしろと月給をきめてくれることじゃないですか、そういうことになるわけでしょう。これがほとんど全国の中小企業者の徴税される場合の一つの問題点になっておることは御承知のとおりだと思ふ。それならば、結論を言うならば、あまりにも税務署職員の恣意にまかせる、こういう形ではなくて、一定の基準をつくるなり――皆さん方が徴税される場合に、ないないとおっしゃるけれども、徴税の一つの基準というのをおつくりになっておるでしょう。それと同じように、こういうものは一定基準をつくるなり、あるいはドイツのように、教えなければならぬというようにするか、教えなければならぬという程度ならいいでしょうということ、相談づくでいくようにしてもらいたい。そのときは、幾ら聞きに行つても絶対に教えないんですよ。言つておくれども、教えないで、あとで否認していくわけなんですから、教えるようにしていく。ドイツあたりでは、それは教えなければならぬわけですから、教えておつて、あとでそれを否認された場合は、裁判所で争つたつて、財務高等裁判所で争つたつて、国税庁側が負けるわけなんですから、ドイツあたりはそこまで確定しておるのです。日本ではそれが全然なくて、税務職員の恣意でしよ。国家によつて、そういう徴税問題や技術にそれだけの差異がある必要はないと思ふ。やはり先進的な国でそういうことをある程度――これは大きな会社の場合は、労働者が経営協議体の中に入つたり、全然違つてきておりますから、一がい全部同じということは言えませんが、

も、少なくとも、もう少しそういう中小企業のおやじさんたちが不安のないようにしていくことが、国税庁なり政治家の任務だと私は思つております。事務当局がお答えになったら、大臣、どうです。こういうふうにいへん、びくびくということばでどうかと思ひますけれども、中小企業者の頭を悩ましておるこういう問題について、もっと検討をする、こういうことを私はお約束したきたいのです。法律上あつたからどうというこじやなくとも、いまから確定申告についていろいろ調整が行なわれるわけですから、この機会において、そういう人たちにあまり――あなたたちがいじめへんいじめられておる、こういう形になっておる。ひとつ御善処をお願いしたいと思ひます。

○中嶋説明員 先ほどからいろいろ役員報酬の否認の問題について御質問がございました。御趣旨は私どもよくわかりますので、税務官吏の現場におきます注意によつてこれが左右されませんように十分注意をし、監督もしてまいりたい、かように考えております。

○福田(勉)国務大臣 ただいま国税庁から話のあつたようにいたします。

○只松委員 ぜひ、ひとつ御努力をお願いしたいと思ふ。

次に、青色申告の問題についてお尋ねをいたします。これもたびたび申し上げておるうちに、自主申告のたてまえをとるならば、青色申告ぐらいは無条件に近くお認めになったほうがいいのではないかと、こういうふうに申し上げておるわけでございます。ところが、近ごろ青色申告の取り消しというものがちよとい行なわれておる。あるいは取り消しが行なわれなくとも、そういうことをすると取り消しますぞという、いわばおどかしというものがよく行なわれるのでございます。私たちがそういうことを言うからだけでもございませぬが、青色申告を、いま国税庁当局は非常に奨励をされております。それでふえておるわけですが、一定期限たつと、これを減らしていく、

切つていく、こういうことが行なわれる。これは言うならば、皆さん方の徴税技術上の問題でしよ、が、やはり、青色申告をしろと云つて、すると、大体そう違わぬ店の実態というものが把握されます。それを把握すると、今度はおどかしして、それに従わなければ取り消すぞといつておどしたり、あるいは取り消しておいて、昔に遡及して取つていく、こういう形のものが出てきておるうちに聞いておりますけれども、そういうことがあるかどうか。青色申告に対して、皆さん方はどういうお考えなり、姿勢をとつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 青色申告という制度の問題とい

たしまして、私からお答え申し上げたいと思ひます。この青色申告制度のおい立ちにつきましては、只松委員も深い御造詣をお持ちでございますので、くどくど述べる必要はないかと思ひます。昭和二十五年に、あの当時の税務行政の混乱を見まして、シャープ勧告によりまして、企業の帳簿をつけることが税務署との間のトラブルをなくする最もいい方法である、それが、同時にまた、企業の経営の向上に役立つということで進められたわけでございます。特に問題は、御指摘のように、個人事業者のような、いままで記帳の慣習のきわめて乏しいところにあるかと思ひます。そこで、昭和二十五年以来青色申告制度が果たした大きな功績は、私どもも高く評価しておるわけでございます。おそれ、国税庁といたしましては、私も国税局長をいたしておりましたが、この青色申告制度の普及には、今後ますます力を入れていきたい、私の気持ちは、少なくとも、全納税者が青色申告になるということが理想だと思ふのでございします。現在、営業者につきましては五〇〇程度の青色申告者の割合となつておりますが、これが大體動かない、その原因はどこにあるか。これはやはり国税庁の行政も考えなければならぬ点もございしますし、もう一点、只松先生が御指摘かと思ひますけれども、いままでこれだけ普及し、さらに

ではないか、こういうことをこの前も言ったつもりです。ことが足りないので、そこまで意を尽くせなかったわけですが、こういう臨時工、あるいは日給月給をもらっている人々、こういう人々に皆さん方はもっと考慮をさせていただきたいと思いますが、そういう点について——あまりこういう問題をしつこく言うのはいかがかと思いますが、私はバーのホステスとか、そういう問題は重ねて申しませんが、そういうものと関連して、出せば、まだ私はたくさんありますよ。ただ、私が言えば、いかにもそれから取れと言ふふうに皆さん方お考えになるし、何か取らなければならぬようにおっしゃるので、私は名前は出しませんけれども、こうやって高額所得者の中でひとつも税金を払っておられない人がたくさんあります。法人の問題はちょっとあとで私は聞きますけれども、にもかかわらず、一方、こういう臨時工や何かは一つも抜け目なくお取りになる、これは片手落ちではないか、こういうことを言っておるわけですが、臨時工やその他の問題について、皆さん方のほうで実態を把握しておられるか。私、きょう質問する予定でございましてしたけれども、ついでに聞いておきたいと思います。お教えいただきたいと思っています。

○塩崎政府委員　先日平林委員から御指摘がございまして、日雇い労働者につきましての西欄の適用について昨年の政令改正がどんなような効果を生んだか、実際はどうであるか、こういう御指摘がございました。私どもも、法律の趣旨に照らしまして、日雇い労働者についての扶養控除申請その他の手続の繁雑さを避ける意味におきましてつくり上げましたところの西欄、これが乱用されるのをおそれてこうしたのでございます。しかし、二カ月という一つの外形的な基準が、はたして実際調べてみまして、いかどうか、これはもう少し実情に即して検討してみる必要があろう、こういうこ

とを申し上げたのでございます。そんなような意味で、私は只松委員のおっしゃるようなこういう日雇い労働者あるいは臨時工の方々のような所

得の低い方々に対する源泉徴収について、あたたかい目を持っていきたい、こんなような気持ちで申し上げたつもりでございます。一方、ホステスの問題でございます。扶養親族二人といった外形的な画一的な扶養親族を頭に浮かべ、稼働日数二十日といった外形的なまた画一的な日数で組み立てております。内欄が、はたしてホステスにどの程度適用になるか、このあたり、もう少し検討してみなければならぬと思います。しかし、只松先生のおっしゃる点は、単にホステスという意味ではなくて、所得全般について、ひとつ公平に課税したかどうか、こういう趣旨に私も了解しております。単にホステスの日給だけの問題ではない、一般的な所得の公平なる課税という意味で、税制も執行面も検討してまいりたい、かように思います。

得税でも麻布税務署が何かお入れになって、調査というか、実験をされておる、こういう段階だと思ひます。私は、やはりこういうものは、急いで近代化というか、機械化をしていかれる必要があるだろうと思ひます。ぜひ大臣にもそういう点御要望を申し上げておきたいと思ひます。皆さん方のほうでいま所得税の計算の電子計算機をお入れになったというのを聞いておりますけれども、ほかにそういう問題で近代化なり、私、この前ちょっと話しましたけれども、アメリカあたりでは、極端な例では、会社を調べるためには、まず公認会計士制度というものが発達しておりますから全然違います。それから、会社が民主化しておりますから違いますけれども、それでもなおかつ、アメリカでもやはり脱税といひますか、しやうとする。したがって、会社のロッカーの合いかぎとか、あぬいは眼鏡で遠くから見たり何かしたり、いろいろ機械的なことをしておるようでございます。一例でございますが、日本の場合でも何かそういうものをお考えになっておられますかどうか、近代化についてお伺ひしておきます。これは法人税と非常に関係がありますから、ひとつ……

○只松委員 次に、時間がございませんで、法人税を少しお聞きしたいと思ひます。一つは法理論上の問題、一つは実態上の問題です。

○中嶋説明員 回答申し上げます。税務行政の合理化、機械化につきましては、昭和三十六年ごろから国税庁におきまして検討を重ねてまいりました。その間テストも種々やつてきたわけでございますが、本年に入りまして、中型の電子計算機を国税庁に設置いたしました。今後本格的に機械化に取り組むことになっております。ただいままでのところ、都内の数カ所におきまして法人税事務と所得税事務についてテストをやっております段階でございますが、ただいまの予定では、四月から法人税事務につきましては、三十五署に拡大いたしまして、法人税決議書のうち主要な三表ぐらいのものにつきましては、すべて機械に持っていくたい、かように考えております。所得税につきましては、機械化がかなり問題がいろいろございまして、個人の申告書の様式等からも制

約を受けるわけでございます。その辺から徐々に直していかなければならない問題もありませんので、法人のような類型的な処理はできないかと思ひますが、これも数年後に、都内はもちろん、徐々に全国に普及させていきたい、かように考えております。ただ、機械化をいたしまして、それによつて人手が浮くという問題ではございせん、むしろふえる人手をどの程度節約できるかというふうに私も考えております。

○只松委員 ぜひそういう面についての御努力を進めていただきたいと思います。

そういう民主化、近代化とともに、現在の国税庁の機構、税務署の職員の能力、こういうものによりまして、同じ法律を適用しても、国民によつてはたいへん不公平な扱いを受けておる面がある。これも先日、私はちょっと調査を話しましたけれども、埼玉の県民は大体四五〇前後の調査率を受けておる。東京では平均二〇〇か二五〇です。というところは、平均です。それから、これは伸び方が悪いと見られるのは三年か四年に一ぺん受けているでしょう。しかし、受けないのは七年なり十年間も、もう大体これならだいたいようふだといふのは、調査されておられません。ところが、埼玉では、ひどいのは毎年やられておる。四五〇は、平均二年半に一ぺんですか。やらないので、四年か五年に一ぺんされておる。こういうことになるわけですね。こういうふうにもものすごく物価が上がり、インフレが進んでおるときに、この調査を受けるか受けないかというのは、課税対象者にとつては非常な影響を及ぼすわけですね。したがって、同じ法律を適用されても、実際上税金を納める納めないという問題については、国民側にとつては、同じ法のもとに悪平等である、こういうことが言えるわけなんです。この前板橋税務署見学のときに、東京なら東京に職員をもつとふやすべきだといふ——単に職員をふやすだけではなくて、皆さん方は法の執行を国民に公平に行なう義務があるのですから、公務員ですから、そういう点をお考えになるべきだと思ひます。そういう点につい

て、皆さん方のほうで本年度内に特段の配慮をされておるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○中嶋説明員 ただいまのお尋ねは、法人税の調査のあり方についての問題だと存じます。法人税の調査につきましては、いわば循環調査と申しますか、循環周期で調査をするような調査体系も考えておるわけでございますが、仰せのように都市におきます法人の数が非常にふえ、その所得の内容も複雑になってまいりまして、相対的には都市所在の国税局、税務署に非常に負担がかかつてまいっております。そのために、ただいま御指摘のようアンバランスと申しますか、実調率のアンバランスが若干生じておることは、私ども非常に遺憾に存じておる次第でございます。そこで、ここ数年、地方の国税局、税務署から東京、大阪、名古屋等へ定員を配置がえをするということを進めてまいりまして、ここ数年で二千人ばかりが東京に集中してまいりました。また、その中でも、特に法人税事務にやはり同じく二千人ぐらゐを集中してまいりました。これはしかし、これで満足だという段階ではございせんので、御指摘の点を十分考えながら、今後も同じような方策を継続してまいりたい。かように考えております。

○只松委員 この点もぜひいろいろにさらに進めていただきたいと思います。

そこで、できるだけ民主化し、機械化し、あるいは近代化をしていく、できるだけ税務職員の恣意によつて国民が迷惑を受けないようにする、そういうことのまた一環としても、皆さん方がいろいろな業種別に収入金額に対する所得割合といふものをおきめになっておるやに聞いておりますけれども、徴税する場合にそういうものをおきめになっておりますか、あるいは、ないとおっしゃいますか。どうですか。

○泉政府委員 お話のとおり、業種、業態が異なるにつれて、その収入金額に対する経費の率が違います。そこで、私どもいたしましては、調査上一応の目安をいたしまして、所得標準率といふものを目安に持っております。これは収入

金額百円当たり対しまして、所得は幾ら、したがって、逆にいえば経費は幾ら、こういうことを一つのめどにしておるわけでございます。これは個人について持つておりますが、法人につきましても、そのほかに効率表——これは個人にも両方通じておりますけれども、効率表というものは通じております。法人の場合には必ずしも収入金額に対して同じような所得率にはなかなかならない。と申しますのは、経費がそれぞれの法人ごとにいろいろ違つておりますので、なかなか一律に律することができません。また、法人の場合には多くの帳簿の記載を基礎にいたしまして、調査の場合も、その帳簿の記載を基礎にいたしまして、それについては是非認を行なうという形になりますので、法人の場合には別段そういう標準率は持つておりません。

○只松委員 これは念のために申し上げてみますが、東京ではございません。東京以外のある国税局の割合がいろいろものと聞いておりますが、これに間違いありませんか。所得税ですね。日本料理が四〇％、茶屋の花代が二〇％、待合が五〇％、花代が一・五〇％、西洋料理が三・五〇％、キャバレーは実査、バーは六・五〇％、スタンドは五・〇〇％、こういうことで大体皆さん方は見られておる、こういうふうに見て間違いないと思いませんか。

○泉政府委員 ただいま申し上げました所得標準率、収入に対する所得の標準率は、私どももいたしましては、調査上の一つの目安としてはおりましたが、それをもとに直ちに更正決定するというわけでもございせん。したがって、それがいろいろ誤解を生むといけないという趣旨からいたしまして、この数字は、一部特定の業種に対しては公開を要する場合は別といたしまして、極秘扱いといたしておりますので、いまおっしゃられました数字がそのままであるかどうかということについてお答え申し上げかねるのを御了承いただきたいのであります。

○只松委員 まあ、いまの御答弁わかりますので、それでけっこうでございますけれども、大体間違

いないところだと思つておるわけなのですが、このかたの、いわゆる数字によつて課税がなされておるというところだと思つて間違いないだらうと思つておる。私が調べた、たとえば、これも赤坂の超一流の待合、料理屋ですか、このAという料理屋は九千九百円の総収入に対して課税所得額が二千五百万円、Bというのは同じく九千九百円に対して九百六十四万円、Cというのは一億一千万円に対して二千二百五十万円、こういうことになっておるやに聞いております。そういうことと、一番少ない九千九百円で九百六十四万円というのは一〇％そこそこになるわけですね。全国の平均が四〇％というふうになつておるけれども、まあ、政治的や何か非常に関係の深い赤坂かいわいの料理屋というのは、こういうふうには、課税対象額がきつめて低いというところになるわけですね。まあ、ここいらに調査に参りますと、私はよくわからぬからというわけ、そのマダムかおばさんか何か知らぬけれども、そういう人がなかなか答えない。あとでお父さんというところで、電話をしたら何かしてゐる。なかなか調査も困難なようでございます。それはそれなりに私たちが推察ができませんけれども、ただ、全国平均に比してあまりにも低い。私は、さつきから言つておる通りに、バーのホステスさんなんかのことを言つておるわけじゃないけれども、租税特別措置法の問題になつておる山林所得者、利子配当所得者あるいは株の配当所得者、こういう人たちのことを幾ら私たちが言つても、皆さん方は租税特別措置法でございましておるからいかんともいたし方ございせん、こういう御答弁をなさいます。そこで、私はそういう問題だけで論争してもなかなか本委員会では白黒つきませんし、皆さん方の態度をお改めになりませんから、私はこういう顯著なものを調査して、ひとつつこういふものは取るべきものは取るし、あるいはさつきから言ひ臨時工や家内労働者や、いろいろこうやつて額に汗して働いたわづかななものでもお取り上げになる、そういうことはやめていただきたい、こ

ういうことを言つておるわけなのですが、このかわいものについて発表できたら発表をしていただきたい。できなければしていただかなくてもけっこうですけれども、私がいま言った数字は大體間違いないだらうと思つておるわけですが、こういうことではないのか。強い、あるいは大きな料理屋、こういうものは一〇％にも満たないような課税対象額にしかならない。それを税務署は認める。しかし、小さい日本料理屋あるいは小さい料理店や、そういう小商売をやつておる人々は、やはり四〇％も五〇％も課税対象額として見られておる。こういうことは、私はたいへん不公平だと思つておる。ひとつお答えをいただきたい。

○泉政府委員 いまのABCの各納税者の個別の事情は私存じませんのでございしますが、個人にいたしましては法人にいたしましては、収入金額が同じであれば所得が同じというわけにはなかなかいかならうと思つておる。もちろん、収入金額が同程度でありまして、荒利益はそう変わったものではなからうと思つておる。ただ、その荒利益から純利益を導き出しますまでにいろいろ経費がございします。雇用人費でございしますとか、減価償却でありまして、そういうものが個々によつて違ひ得ると思つておる。ただ、いまお話を例でございしますと、いかに極端に違ひように見受けられます。しかし、それはいかなる事情か、個別に調査いたしてみますとわかりかねますが、ただ、税務を執行するにあたりましては、大きなキャバレーやバーであるから課税をゆるやかにするとか、そういうことは毛頭いたしておらないはずでございします。したがって、もしお話のような点がございしますれば、個別に十分調査いたしまして、もし適正でない点がございしますれば、十分是正をいたしたいと思つておる。

○只松委員 私は、現実にあるから言つておる。これは名前を言わなければそのことを信用しないというなら、私は一々料理屋の名前を言つていいですよ。それは関係者やその料理屋やら迷惑をこうするだらうと思つて私は名前を言わない。言わな

ければ答弁しないというなら、私は言つていいですよ。たとえば、この九千九百円で九百六十四万円というの、その役員をしておられるわけですね。これは通常、役員をされておると、いろいろ税務署のほうでもお手伝い願わなければならぬから、多少のめんどう見るのは私も知つています。それは組合長さんだか、役員だからなんだ。しかし、あまりにも額が違ひ過ぎる。皆さん方のほうで幾らかそういうものをめんどう見て、気は心というものは、それは行政上だつてわかりますから、それはわかりますけれども、あまりにも違ひ過ぎる。いわゆる顔によつてそういうものが違ひ過ぎることを意味しておるわけですね。それだけじゃなくて、全体として高級料理店とかそういうところには、課税の対象額というものは、私は総収入もこれで十分じゃないと思つておる。総収入が十分でないのに、さらに課税率というものが——だから、さつきから言うように、東京は非常に調査が少くない。調査率が非常に低い。調査も十分行なわれておらない。したがって、総収入額が九千九百円とかなんとかいうものではない。もつと私は多いと思つておる。総収入は、荒収入がこれだけあつて、しかもなお荒利益というものがこんなに少ない。荒利益は課税対象額ですから、それがそんなに少ないというところはけしからぬではないか。おかしいではないか。それも、私は重ねて言つておきますが、年々税金取つて政治を行なうわけですから、取れというのか知らぬけれども、私は野党ですから、取れと言わない。国民はだれだつて、一銭だつて税金まけなさいと言いますよ。取れと言わない。しかし、逆にあなたたちは、零細企業者なり、さつき私質問したように、十五万円の月給は高いから十二万円にしろとか、臨時工から税金を取り上げるとか、全部取つておるが、こういうところでは大きく魚をのがしておるではないか、こういうことを言つておるのですよ。だから、言えと言え言いますが、いろいろ差しつかえあるから言いませんけれども、こういうことは適正に取つていただきたいということを重ねて要

望いたします。大臣も、ぜひひとつという高額の所得者には厳正な徴税をしていただきたいということをお願い申し上げます。

○福田(越)國務大臣 御趣旨もともとでもですから、できる限り努力します。

○只松委員 できるだけじゃなくて、ひとつ厳密にやっていた方がいいと思います。

それから次に、時間がなくなってきましたから、法人税の中で、いわゆる利益がいつ確定するか、この問題について泉長官が御意なところでありますから、ひとつお聞きしておきたいと思うので

す。
国税通則法、それから商法の場合では、たとえば、一月に始まって十二月に決算が終わるとするならば、十二月の決算日をもって確定をする、こういうふうになっております。ところが、法人税法では権利主義になっておいて、株主總會のときに決定をする、こういうことに現在なっておりますわけなんです、そのようでございますか。

○泉政府委員 これは、私からお答えすべきかどうか問題かと思いますが、法人の所得は、申し上げるまでもなく、決算開始の日から決算終了の日までの間に発生した損益に基づいてきまるわけでございます。したがって、本来は客観的には決算終了の日にきまっておりますが、その確認の方法として、会社が決算を作成いたしまして、株主總會にかけ、そこで金額がきまるといことになるわけでございますが、しかし、申告をする場合には、その確定決算を基礎にいたしまして、税務法上の調整を加えてきめるということになるわけでございます。したがって、確定決算というものは、客観的に決算終了の日にきまっておりますが、客観的に決算終了の日にきまっております。ただ、法人が行ないます配当につきましては個人の配当所得が確定いたしますのは、株主總會の日でないと確定しない、こういうことになるわけでございます。

○只松委員 いまはこの三法の中では一番商法が強行規定ですね。それから慣習法上も、いま大体

決算日を確定日として税務署はおやりになっているわけですね。けれども、理論上からいいますと、いまあなたが最後におっしゃったみたいに、日本の資本家、株主は非常に弱くて、経営者が強いわけですから、株主總會で否決されることは少ないわけですね。しかし、株主總會で、配当だけじゃなくて、いろいろなものが承認されなかった、否認された、こういうことになれば、これは決算の日ではなくて、株主總會の日、これが過半数の議決があったときに確定するというのが理論上は正しくなってくるわけですね。しかもそれが、それぞれの法律によって違っておるわけですから、私は、きよりはこれを詰めようと思っております。んけれども、皆さん方のほうでも御研究をいた

いて、矛盾のないように、一本にしたいだかな。これは税法上も一つの問題になっておるわけですね。ある法律によれば決算日である、ある法律によれば株主總會の日である、こういうことでは、日本の国内法として困る。いままでは日本は大体独法が中心で法律がつくられてきておったわけですね。そういうものと、それから戦後の税法や何か、いろいろアメリカのものが適用され、シャープさんが来て勧告されたりして、そういうものはまだこなし切れな、チャンボンになっておる面が幾つかある。そういうものの一つのあらわれだと思ふのですが、ひとつ御検討いただいて、矛盾のないように一本にする。決算日なら決算日にする、あるいは株主總會の議決のあった日にする、こういうふうにしていただきたいと思ふ

すが、いかがですか。
○堀崎政府委員 おっしゃる通りに、配当課法という制度を昭和三十六年からとりまして、いままでと違って、配当が確定した際にまた税額がきまるといシステムが入りましたために、おっしゃるような疑問が多分出てまいります。このあたり、制度的にひとつはつきりいたしまして、矛盾のないように、只松委員の御指摘のような方向で検討してまいりたい、かように思ひます。

○只松委員 大体どちらの方向をおとりになりま

すか。いまおっしゃったように、株主總會の日の中心、こういうことになりましたか。

○堀崎政府委員 御存じのように、配当課法は租税特別措置法でございます。しかし、現在のところは現存する、また、法人の税負担にきわめて大きな影響を及ぼすものでございます。それを考えたとき、配当確定の日が大事な時期にならうかと思ひますが、このあたりは法制的にたぐさんの問題もかかえておるかと思ひますので、それも含めまして、ひとつ広範な角度から検討をしてまいりたい、かように考えております。

○只松委員 次に、贈与税の問題をちょっと聞いておきたいと思ふのです。これも法律上の問題じゃなくて、實際上男女共かせぎで、学校の先生が男五万円、女三万円くらいで働いておった。二百万円ばかり一生懸命貯金したから、家を建てよう、こういうことになって家を建てる。その場合に、主人の名義にするか、妻の名義にするか、これは問題が出てまいりますが、主人の名義にしても、これがいまの皆さんのほうでは、十分の三、すなわち三割は贈与とみなす、こういう形で、勤労所得税で一ぺん引かれておりながら、こうやって共同で貯金をしてきて、そうしてまた、共同で家を建てても、三割は税金の課税対象にする。二百万円なら六十万円になる。こういう皆さん方が現在實際上おやりになっている贈与税の扱い方、それに間違いございませんか。

○泉政府委員 おことばでございますが、そういった三割をやっているというふうなことは、私は不敏にしてまだ知っておりません。只松委員がど

こでお調べになりましたか、そういった事例をお聞きいたしました上で、調査したいと思ひます。

○只松委員 では、共かせぎして働いて貯金をして、家を建てた、その場合には贈与税は全然お取りになっておりませんか。

○泉政府委員 共かせぎで収入を得ました場合、日本のいまの夫婦財産制によりますと、それぞれの名義の所得者の収入になるわけでございます。し

たがいまして、その収入を積み立てておきまして、それによって、たとえば家を建てたという場合におきましては、その名義を二人の共有名義にいたしておきますれば、その建物を建てるに要した費用のためにそれぞれの収入のうちから拠出した割合で共有ということになるわけでございます。したがって、そういう場合には贈与税は取らない。ただし、それを一方の人の名義だけにいたしますと、他方の人の建築のために出した金が贈与になる、こういうことでございます。

○只松委員 よほど仲のいい夫婦でも、半分半分共有というのはいさななくて、常識上は主人の名義にするわけですね。それは、当然に奥さんの名前にするのは少ないと思ふのです。たいてい主人の名前にする。そうすると、妻のほうから贈与が加かってくる。これが大体いま行なわれておる税務署の取り扱いですよ。調べてもらなさい。少なくとも、共かせぎをして貯金をして家を建て、名前は幾ら仲のいい夫婦でも共有の家にしていうのは少ないと思ふのです。それで、主人の名義にするということになったら、それくらいの贈与税は取らぬようにしたらどうです。これは長官だけじゃなくて、大臣からも一ぺん御答弁願ひたい。いまはほとんどいっていいくらい若い人は共かせぎをしておりまして、一定限度貯金したら家を建てよう、こういうことで、土地をやつと買ひ、おやじの名義にしても、今度は労働金のかから家の建築費を借りる、こういうことで建てておるわけですね。その場合、よく二重課税を何とかかんとおっしゃいますけれども、これは完全な二重課税です。所得税で払って、また贈与税で取られてしまふ。これくらいおやめになったらいと思ひますが、どうですか。

○泉政府委員 所得税と贈与税とはその目的が違

いますので、所得税を払った後のできました資産を贈与すれば、これはまた贈与を受けた者が贈与税を受けることは当然でございます。いまお話の、夫婦共かせぎで金をためまして家をつくった、こ

ういう場合、おことばではございませうけれども、

贈与税を取る場合は、つまり、妻の名義の建物にする、概しては、夫のほうがかせぎが多いはずでございますから、したがって、家を建てるといふような場合、夫のほうを金を出すのが多いはずでございます。したがって、その多いほうの金を出したにもかかわらず、妻の名義の家屋にする、それは夫から妻に贈与があった、こういふふうに見れることになるわけでございます。そこで、今度の相続税法の改正で、贈与税につきましては、婚姻生活二十五年以上の場合におきましては、生前に居住用不動産を贈与した場合に、二百万円の特別の控除をする、こういふふうな軽減の道を開くことになっておるわけでございます。

○只松委員 ほかのことは私聞いていないので、いま言ったような問題が現実にあるから、そのくらいは取らないほうがいいじゃないかと申しておる。それを取るか取らないかお答えください。

○泉政府委員 贈与税は、御承知のとおり、四十万円の控除ということになっておりますが、もつとも、それを同一人から継続して三年間にわたって二十万円以上の贈与がありますと、その二十万円をこえる部分は課税ということになります。そこで、いまお尋ねの、夫婦共かせぎで家をつくつたという場合に、問題は一年の収入ではなかなかそういふわけにいきません。年々共かせぎで得た収入をためておきまして、そして何年かかかって初めて家を建てただけの資金がたまるわけでございます。そこで、年々共かせぎで得た収入を贈与にすると、あるいは株をかうとかいふような形で運用していくことだと思ふわけでございますが、そういうことで各自の分が明確にされておるといふことが必要でございます。そういうことになりますと、年々の収入を積み立てておつたのだというので、それからその積み立てた金で家を建てたのだということになるわけでございます。その場合に、先ほども申し上げましたように、只松委員は夫婦共有にする場合は少ない、こういふおことばでございますが、もし、妻の名義にしたけれども、それについては贈与税がかかるということに

なりますれば、共有名義にお直しになれば贈与税は課税しないという扱いにいたしておるわけでございます。要は、その贈与と見られるような金がどういふふうにして蓄積されたかというところの事実と、それからそのあとどういふ趣旨でそういう名義にされたか、贈与税が課税になるということがわかつておられれば共有名義にされたであろうと思われまします。そういう場合には、共有名義にお直しになれば贈与税は課税しない、こういふ扱いにしているわけでございます。法律と実務との調和の点、これはなかなかつかいでございしますが、さりとて、贈与という事実があったにもかかわらず、そういう場合はほととけというわけにもまいりかねるだらうと思ひます。やはり、贈与という法律の問題と実情とをあわせていくことが必要であらうと思ひます。

○只松委員 国民はそんな税法なんか知らないですよ。あなた方みたいに知っておると思つたら大きな間違いです。税法を知らない、そして家を建てる、建てると、税務署の人間が、どこから金が出したかと、こう来るから、いや、こうやって共かせぎでためたんだと、こう言つたら、そうですか、それなら二百万円なら六十万円どうですか、こう言つてくるのですよ。さて、そこで共有名義にするのじゃないか、こういふことなんですよ。だから、あなた方みたいな説明したつて、国民でわかる者は千人に一人もないのですよ。だから、もつとわかりやすく、共かせぎしてためた金ぐらゐは贈与税は取らないようにしたらどうですか、こう言つてゐるのですよ。だから、共かせぎといふことが明確になって、それでためたのなら贈与税は取らない、こういふふうにおきめになつて、通達を出したら、それで済むのです。逆の問題をばかしく出しましやうか。銀座かいわいからそこらにバーやそういうものが何百軒、何千軒、何万軒とある。あなたたち贈与税取りにいきますか。取った件数言つてごらんさい。昼間行つたら、バーあたりは店締まつて、いないで

しょう。税務職員は夜働かないから、夜調査しないでしょう。きのうもだれか言つていたけれども、それじゃ、国税局長や署長あたりに交際費をもつとふやして実態調査に行かせようか、こういふ話です。あそこらの店は権利金は全部一軒あたり何千万円ですよ。どこであなたたちお取りになりましたか。何の税金をお取りになりましたか。片一方そういう大きなところは全部抜け穴があるのだ。取らない。それで片一方は、一生懸命働いたから、共かせぎしなければ食えない。だから共かせぎしている。日本の住宅政策が悪いから、一生懸命働いて住宅を建てる。そうすると税金をかけてくる。片方、そうやって、東京のどまん中で堂々と店を張つて、何千万円のバーを譲り受けるけれども、それでも贈与税はかかつてこない。こういふでたらめな政治をやめなさい。税務行政というものは、いま政治の一番中枢をなしているのですよ。そういうことをばくちと言つてゐるのです。だから、ぼくらこういふことを調べてきてなにするのは、幾らあなたたちにそういうことをどうですかともの静かに言つても、なかなか聞かないで、つべこべつべこべそういうふうな議論を展開していくからです。ぼくらそういうことを論議しているのじゃない。少なくとも、共かせぎをやつてゐるそういう人ぐらゐは、政治の力で税金をかけないようにしたらどうですかといふことを言つたら、大臣は、できるなり、できないとおっしゃつたらいいし、あなただつて、もう少し正直に言つたらいい。ぼくら論争もやりますが、論争をやつたつて、ここでは時間を空費するばかりだから、実態論を持つてきて、実態で言つてゐるのです。こういふことだから、こんなわずかなもので、全国で何億円あるか知らないけれども、そんなものを取るのだったら、夜超勤手当を出して、銀座あたりを全部調べてごらんさいよ、何十億の税金すぐ取れますから。しかし、それもぼくは野党ですから、取りなさいと言つてゐるのじゃないですよ。とにかく、片一方では取らないで、まじめに働く者だ

けから、取りやすい者だけからあなたたちは取るじゃないか、こういふことを常に言つてゐる。だから、そんなことまでぼくは本論としては言わないけれども、少なくとも、共かせぎでやつた分ぐらゐは、それが明らかになつたら免税にする、このぐらゐしたらどうです、大臣。

○福田(赴)國務大臣 今度法律の改正で、二十五年間一緒にあったといふお話のような夫婦間の問題は解決すると思ひますが、とにかく、いまの法制ではなかなかそういうわけにはいかないわけですから、今後の税制の改正問題の一環として、ひとつ検討することにしたいたします。

○只松委員 そり明確な欠陥でもないとはよく思ふのですけれども、これは通達なりなんかでできる方法があるのじゃないかと思ふのです。どうしても法律を変えなければならぬということならそうすけれども、その程度のことでは何かできるのじゃないかと思ふ。ひとつ、御検討いただきたい。

最後に、日本税務協会というのがございますけれども、この予算あるいは事務局機構、その他国税庁とどういふ関係にあるか、ひとつお答えをいただきたい。

○泉政府委員 日本税務協会はたしか昭和十九年にできた財団法人でございます。税の知識を国民一般に広げる、そして納税者から税についていろいろ相談があった場合に、その相談に無料で応ずる、こういふことを目的としてできておるものであります。国税庁といたしましては、これに對しまして年々補助金を交付いたしまして、その活動を補助いたしております。この補助金は四十年で三千万円でございます。四十一年度の予算におきましては四千万円近く予算が計上されております。

○只松委員 本部の事務機構はどういふふうになってゐますか。それから末端の事務機構はどういふふうになってゐますか。

○泉政府委員 内部の事務機構と申しますか、税務協会の会長とそれから理事、理事の中に専務理

事が一名おられます。そして、全国で現在のところ十二カ所に支所を設けまして、その支所におきまして、いま申し上げました納税者から税についてのいろいろな相談があります場合に無料相談に応じております。また「税と財」という雑誌を発行いたしまして、税についての知識の普及をはかると同時に、いろいろな部外の講師などに依頼いたしまして、税法改正があります際などに置きましては、その改正の内容の周知徹底をはかる、こういった仕事をいたしております。

○只松委員 一年間の相談件数は、大体主として無料相談を中心におやりになっておられるのなら、相談件数はおおよそどのくらいですか。

○泉政府委員 私いま記憶がさだかでございますけれども、全国十二カ所と、それから東京には本部と、それ以外に、若干の特定の日にだけ相談をするところを設けておりますので、そういうものを全部合わせまして、一年間の相談件数というのが十万件であったと思いますが、正確なことはあとで調査いたしまして、御報告申し上げます。

○只松委員 私も、時間もありませんし、これが本題でございますので、きょうはこの程度で質問をやめておきますけれども、この問題については、他日また質問をいたしますから、よく調査をしておいていただきたい、このことを要望いたしまして、質問を終わります。

○三池委員長 小林進君

○小林委員 私は、税制の改正の問題点等についてお伺いをいたしたいと思うのでございますが、その前に、実は先般、大蔵委員長のお肝いりで板橋の税務署を一つ見てまいりました。見たのでありますから、その所感を申し述べないのもいささか礼を失すると思ひますので、所感の一端を申し述べて、大臣のお考えもお聞きしておきたいと思うのであります。

私は率直に言つて、あの状況をながめて、世の悲惨なる姿、悲壮なものを感じを受けたわけでございまして、一年間営々として働いたその所産を取られる話の会談が続けられているわけでございます。

するが、何かあの状況をながめると、どうも刑務所の玄関から入って、刑務所の作業場をながめるといふふうな感じがします。私は社会労働委員会におりました、低所得者階層の生活をながめたり、あるいは生活保護者の生活をながめたり、あるいはまたスラム街といわれるような地区をながめたりしてきましてけれども、そういう地区から受けるよりもさらに陰惨な気持ちをもつて、税務署の中で感じとつたわけでございます。それは、税務署の職員が悪いというのじゃありません。第一には、その建物から受ける感じ、第二番目は、やはりあのごちゃごちゃした狭い部屋の中で、何百人も押し込められたような形で順番を待ちながら、どれだけ取られるかわからない心配をしながら自分の順番を待っているあの悲壮な顔だち——中には言つておりましたよ。もう税務署へ来たら、判決の前に立つた犯人と同じみたいなのでございまして、何ほ私どもが正直な話をしたつて、まだあるのだらう、まだあるのだらう、まだ隠しているのだらうと言われて、とても正直なことを言つたつてだれも信用してくれない、やけのやんばちでございまして、こういうような話を、視察の途上、私は待ち合ひ室の人たちの仲間と一緒に話したときにしておりました。一体いまのようなああいふ建物の中で、ああいふ大勢の人たちを押し込めて、ああいふ形で申告をさせている、この現状のままでよろしいと大蔵大臣はお考えになっておるかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○福田(勉)国務大臣 お答え申し上げます。

税務署は国民と非常に接触の深い場でありまして、この接触の状況は逐年改善をされてきておる。ことに、これを一年一年とつてみると、そう気づきませんが、十年前はどうか、あるいは十五年前はどうか、私は雲泥の差があると思ひます。前はどうだったか、私は雲泥の差があると思ひます。しかし、それは申しまして、今日なお非常に親しみをもち近づいていただくという状況になり切つておるとは思ひません。そういう状態が、いま御指摘の建物の状況とか、あるいは内部の手段状況とか、そういうふうなところにもし

ありとすれば、それはそうむずかしい問題じゃない、そういうことで今後ともそういう環境の改善につきましても努力をしていかなければならぬ、こゝういふふうに考えます。ただ、国民だれでも国家の運営というふうなことはかりが頭にあるわけではございませんから、なるべく少なく納税するほうがいいという感じはあると思ひます。しかしわれわれは共同の家計として国家というものを運営しているのですから、これへ何がしかを提出しなければならぬ、その提出の基準に従ひましてやるわけですが、その手続が繁雑にならぬように、これは私はそういうふうにしなればならぬと思ひます。税法が非常に繁雑だといふような面で国民に迷惑を及ぼしておるといふこともあらうかと思ひます。税法自体の問題も検討していかなければならぬ。さらに、その税法を運用する税務当局の国民に接する態度、そういうものにつきましても、できる限りなごやかにやつていかなければならぬ、こゝういふふうに思ひます。できる限りそういう方面で努力していきたいと存じます。

○小林委員 私は、税法をわかりやすくするといふふうな問題は、ここでしばしば論じられておりますので、この点は重複を避ける意味において省略をいたしたいと思ひます。税務署の職員の態度についても、それは私どもが十五年前あたり、あるいは十二、三年前ですが、農業課税の問題等を中心として税務署へ大挙押しかけた当時の税務署の職員の態度等からなれば、確かに大臣のおっしゃる通りに、進歩のあとと顕著なるものがある。その努力を認めるにやぶさかではございませんが、ただ私は、いまひとつ環境の整備、これは非常に重要なことかと思ひますので、これに、何もあそこを努力をして、戦場のようになつて、下級の税務職員を私はここで云々しようなんという気はございません。ああいふ人たちはもつとひとつその努力に報いるように、むしろあたたかいような経済的待遇あるいは時間的余裕等も与えてもらいたいというのが私の本旨ですが、きょうお願いしたいのは、環境の整備の問題です。

あんなきつたバラックの中に入れて、満足に日の入らないようなところで半日も一日も待たされたら、全くこれはいやになつてしまふと思ひます。ちやうど死刑の宣告——死刑と言つちや少し大げさですけども、宣告を受ける前の罪人みたいなものだ。どうせ国民ですから、やはり納税の義務もあるでしょう。日本国民ですから、気が向けば寺院や教会等にばさばさと金を気持ちよく出すという、人間には一面のそういう気持ちもあるのですから、その気持ちをやはり環境の中で育成しながら同じ税金でも気持ちよく出して、ほかからな気持ちで税務署の窓口をあつてくださるような、そういう心づかいがでないか。まだまだあそこへ行つてみると権力支配の形だけが残つています。それは決して個々の税務職員を言ふのじゃないです。国自体の姿勢、まあ大蔵大臣の姿勢ですね。まあ、権力支配だ、こつちはえらいんだから、どこへでも呼びつけておいて、痛いすの上でも腰かけさせて、しびれを切らせておいて、いささか参つておるところへひととずすと、おまえの課税はこれだから払つていけ、こゝういふ強圧をかけたほうが取りやすいじゃないか、そゝういふふうに憶測されるような一切の環境がそこへでき上がつておる。そゝういふ意味において、第一には、具体的に私の主観を述べれば、税務署なんというものはきれいにしたらいいですよ。もつとりつぱな建物を立てて、余裕のある形にして、そゝうして、あなたの腰かけているようなすいすいにも腰かけさせて、コーヒーの接待ぐらゐして、御苦労さまでございまして、こゝういふふうな形でひとつ税の交渉でもおやりになつたらどうか、こゝういふ私見を用意したわけですが、何か道々聞きますと、何しろ大蔵省というところは歳入歳出をあずかるところだから、大蔵省が先にそゝういふ税務署なんかのりつぱな建物を建てたり、そゝういふ余裕のある環境をつくる、他省あるいは他の官庁に對する示しがつかぬから、やはりこつちのほうの建物その他の内部の環境整備は一番あと回しだといふふうな遠慮もあつてこゝういふお話があり

ました、もしそれが事実であるならば、そういう考え方はやめて、これは庶民との折衝の一番深い場所ですから、まずああいうところからひとつほんとうの民主主義らしい雰囲気をつくり上げ、権力支配の關係はなるべく隠しておいて、そういうのが形にあらわれないような心づかいをやつてもらえないか。一体、今年度において税務署の建物や環境整備のために幾ばくの予算が計上せられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○福田(起) 國務大臣 政府委員からお答え申し上げます。○泉政府委員 四十一年度予算におきましては、庁舎等の新築整備費といたしまして、二十九税務署分二十億八千四百万円を計上いたしております。なお、このほか名古屋国税局と中税務署の庁舎新築、これは継続事業でございます。それから醸造試験所の新築費が別途計上されております。なお、付属機関であります税務大学校の本校、広島研修所及び大阪研修所におきまして一部庁舎の建て増しをいたす予定になっております。

○小林委員 新設は二十九カ所で二十億円というのでありますから、大体一建物七、八千万円でございますが、そういう勘定でございましょうが、どうかひとつ、二、三年もいたしましたらまた手狭になるような、そういうかつこうじゃなしに、本格的に、皆が気持ちよく入って、気持ちよく税金の確定を受けて、気持ちよく帰れるような環境づくりをされるように、御努力をお願いいたしておきたいと思ひます。

○小田委員 新設は二十九カ所、二十億円というのでありますから、大体一建物七、八千万円でございますが、そういう勘定でございましょうが、どうかひとつ、二、三年もいたしましたらまた手狭になるような、そういうかつこうじゃなしに、本格的に、皆が気持ちよく入って、気持ちよく税金の確定を受けて、気持ちよく帰れるような環境づくりをされるように、御努力をお願いいたしておきたいと思ひます。

次に、私は税制改正の問題点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今年度の減税の規模と公共料金の値上がりとの關係についてお尋ねいたしたいと思ひます。でございますが、今回の税制改正による減税の規模は、これはもう予算委員会でも何回も論ぜられたこととございましょうから、なるべく重複を避けるようにして問題の中心に近づいてみたいと思ひます。

国税、地方税及び関税を含めて、四十一年度が

二千三百四十六億円、平年度が三千六百二十一億円の減税をやつていただく、そのうち、初年度の内訳が、国税が二千五十八億円、地方税が二百五十七億円、関税が三十一億円、平年度において、国税が三千六十九億円、地方税が五百十五億円、関税が三十七億円、こういうふうなきめられたのでございますが、これに對して、主要な公共料金の改定に伴う四十一年度における見込み額が一体どういふふうになっているかと申し上げますと、約三千五百六十九億円でございます。消費者米価が、これは今年の一月から値上がりをいたしました、これに基づく増収といふものです、これが六百二十四億円、平均八・六%の値上がり、私鉄運賃が一月から改定をせられて三百一億円、平均二〇・二%の値上がり、国鉄運賃は、これは若干期間がずれましたが、その見込み額が四十一年度一千六百三十億円、平均いたしまして二五%の値上がり、郵便料金は、まだきまりませんけれども、大体七月を目途にいたしまして今年度の増収二百八十六億円、それから政府管掌健康保険、これは社会労働委員会では健康三法の改正と称して、今次通常国会における重大な論争の焦点になりました。政府の思ひ通りにいかぬかもしれませんが、政府側の計算に基づけば、やはりこれは四百二十八億円ふんだくろうという、それから国民健康保険、これも、ほんの概算でございますけれども、三百億円ぐらいの増収を見込んでおられまして、以上合計が三千五百六十九億円の見込み増収になっておるのでございますが、この二つの数字を合せてみますと、減税によつて二千三百四十六億円だけ所得の増加を生ずるが、反面、公共料金の値上げ、いま申し上げました三千五百六十九億円によつて、減税の効果は何にもあらわれてこない。むしろ差し引きすれば、実質的な赤字を生ずる生活の中に負わなければならないという結果になってくるのではないかと。こういう問題を一体大蔵大臣はどういふふうにお考えになつておられるか。公共料金の値上げは国民全般に影響する、減税は国民全般の問題でないかというふうなことを

もお考えになつておられるか知りませんが、いさし科学的、論理的に、大衆が納得できるような御説明をお願いいたしたいと思ひます。

ない。したがって、減税の問題とこれを對比することが理論的に困難がある問題じゃないか、私はそういうふうな考える次第でございます。その他の公共料金の問題、いずれもさうな意味を持つておられるものであります。これを減税の額と相殺勘定をしようとするその発想自体が、私は問題がある、かように考えておる次第でございます。

○福田(起) 國務大臣 お答えいたします。いま減税と公共料金などを對比して、国民の負担をというお話でございますが、これはそういう一角から見るとそういう数字が相對立するのであります。しかし、問題は、国民の所得が一体どうなるかということなんです。私どもは経済の基調を回復へ持つていく、こういう努力をしていくわけです。来年度は何としても七・五%実質の国民総生産を上げるといふことを実現したいと思ひます。それに伴ひまして国民所得も同様に上がっていく、こういうことになる。そういう全体の経済体制の中でお考えを願ひたい。これがまず一点であります。

それからもう一つの問題は、いま小林さんの御指摘の公共料金などの問題であります。これはそれぞれみんな理由があつてやつておるわけでありまして。たとえば、その中で一番大きな問題は、国鉄の運賃の問題だと思ひます。これは、ただ単に料金の引き上げをするというだけのものじゃないのであります。料金の引き上げによりまして何をやるかといふと、いまの過密ダイヤの解消、また、新線の建設、改良です。それからさらに、安全操業ができるようにという施設、こういうことをして、サービスとなつてこれが国民に返つていくわけなんです。そこをまた考えていただきたいと思ひます。それからさらに、そのサービスとなつて返つていく途中におきまして、これが物件費に使われる。物の費用に使われるものもあるし、人件費として使われるものもあります。それらは給与として直接国民所得の増強につながるものもあるし、また物件費として使われるものも、回り回つて、結局人件費に分化をされ、国民所得の向上につながる。先ほど申し上げましたように、総体として国民総生産七・五%というものに、つながりを持つておられて、決して、ただ単に国民の生活を圧迫するといふだけのものでは

た、第一番目の、国民の総生産を上げることによつて個々の所得がふえていくから、そのふえた所得の中からやはり定められた新しい税改正に基づく税金を納めることは、それほど苦痛ではないから、こうあなたはおっしゃるのだから、これは去年もおっしゃった。前の大蔵大臣もそういうことを言つておられる。ところが、いまも言うように、生産の実態からなつて、この税金と国民の生活の關係を国民は一体どう受けとめておられるかといふは、毎年毎年実質的に苦しくなつてくる。これは実感を持つて国民が言つておられるので、苦しくなつて、そして自分たちの生活の中に占めるいわゆるエンゲル係数の食事代などというものが十一年越しに上がつてきておる、こう言つておるのですから、その中であなたは決して国民

ない。したがって、減税の問題とこれを對比することが理論的に困難がある問題じゃないか、私はそういうふうな考える次第でございます。その他の公共料金の問題、いずれもさうな意味を持つておられるものであります。これを減税の額と相殺勘定をしようとするその発想自体が、私は問題がある、かように考えておる次第でございます。

○小林委員 これは何回も論ぜられた問題でございますが、国鉄がよくないから、サービスがよくないから、だから実質的税金の増額に對する苦痛がなくなるのだ、なくなるとはおっしゃるから、それでいいじゃないかといふそのあなたの考え方は、どうしても私は承服できません。これは国としてはあらゆる税金を、ただ国鉄のみならず、国民のしあわせと国民の生活の向上のために仕向けるというのにはあたりまえなんです。むしろ、それがあるがゆゑに、公共料金が上がったからといって、それほど減税にならなくてもそれはあたりまえじゃないかといふあなたの考え方自体は大きな間違いで、了承できません。

た、第一番目の、国民の総生産を上げることによつて個々の所得がふえていくから、そのふえた所得の中からやはり定められた新しい税改正に基づく税金を納めることは、それほど苦痛ではないから、こうあなたはおっしゃるのだから、これは去年もおっしゃった。前の大蔵大臣もそういうことを言つておられる。ところが、いまも言うように、生産の実態からなつて、この税金と国民の生活の關係を国民は一体どう受けとめておられるかといふは、毎年毎年実質的に苦しくなつてくる。これは実感を持つて国民が言つておられるので、苦しくなつて、そして自分たちの生活の中に占めるいわゆるエンゲル係数の食事代などというものが十一年越しに上がつてきておる、こう言つておるのですから、その中であなたは決して国民

の生活は苦しくなっていないのだ、そういうより確証をどこでお出しになるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○福田(赴)國務大臣 昭和四十一年度は国民総生産、したがって国民所得は伸び悩んであります。名目にする伸びておりますが、しかし実質的には二・何%というような状態、これを大きく言いますと横ばいのような状態と言つてもいいと思います。ですから減税した、その減税の効果をはだに感じないようなところがあると思う。ところが、私もいま昭和四十一年度の問題を議論しておるわけです。四十一年度には、総生産を、したがって所得を七・五%ふやす、こういうことを申し上げておるわけです。そういう際に減税三千六百億円、初年度にするとそれが二千三百億円、そういうことでございますが、これは今日だいまの時点ではまだ実施されていません。したがって、国民はその実感を持たぬかも知れぬが、今年度経過する、そういう時点になりますと、はだに感ずるような状態になる、かように考えます。

○小林委員 あなたは、四十一年度の減税を論ずるのだから、国民はそのうちにだに感ずるだろう、こうおっしゃるが、また同じような繰り返しになりますから私もあまりこだわらないのでありますけれども、経済企画庁長官は、七・五%の生産の伸び、所得の伸びの中にインフレといいますが、物価の値上がりは五・五%で押さえる、差し引きすれば実質二%くらいの伸びになるのではないかと仰うのです。いままでこういう見通しが、ここ十年間——物価の値上りを五・五%に押さえるとか、四・五%に押さえるとか言つてきたが、それが政府の予想どおりだった年がありません。参考までにお聞かせ願ひたいのでございます。

○福田(赴)國務大臣 四十一年度は実質七・五%の成長を達成しよう、名目で言うとい一%もよつとこえる程度になるのです。実質で七・五%なのでありますから、これは相当の所得の増加となつてあらわれる、かように考へておるわけでありま

す。過去において経済計画の達成が、計画と実績がそごをしております。これは、民間経済の主導型の状態下におきましては、私はどうしてもそういう状況が出てくると思う。今回は財政主導型なんです。相当過去の事例とは変わつてくる、かように考へているわけでありまして、私は、今日見通しをいたしまして、企画庁で言う七・五%、これは相当確度の高いものである、こういうふうに考へております。

○小林委員 あなたは、過去のそういう経済の見通しが、私が言うまでもなく、間違つていたといふことを率直にお認めになりましたね。今年度はあなたの手で国家財政が組まれて、財政が表面に立つて、民間投資や民間の設備資金では、高度経済成長政策の失敗で弱り切つてしまつて、もう民間の投資家もみずから経済を刺激するだけの力がなくなつてしまつた。野たれ死にした形だから、いよいよそういう独占や民間業者の陰謀に、彼らを援助し協力しながら日本の経済を独占の期待の中にやつてきた大蔵当局、自民党政府ももう陰謀をむき出して、今度は国自体、大蔵省自体が前面に立つて、みずから国民のあらゆる金を全部しぼり取つて、しぼり取る金がなくなつたものだから、とうとう約束まで違反して、固定資産税なんというのは四十一年まで三年間据え置きにして、上げないという国家、国民に対する公約までも土足にけつて、まるで草をむしるようになんしほり取つてきて、そしてあらゆる金を集めて進軍ラッパを吹こうというのだ。こういうのでありますから、今度はいわゆる財政経済の主導権は、民間業者にあらずして、あなたの手みずからで、あなたがたおつくりになつたのだから、これがもし見通しがまちがふたら、ほんとに腹を切らなくちゃいけないと思ひます。いままでは民間の財政投資の思惑なんだから、政府は経済の見通しを間違へました。昨年度は四・五%しか物価は上がりませんと言ひながら、実績は七・八%も八%も値上がりしている。倍以上です。その倍以上だつて、

あなたの方の統計ですから、この数字の中には相当からくりがあるらしい。実際はもっと上がつて、もっとインフレで痛めつけられてゐるのだけれども、残念ながら、こつちにはそれをこまかく統計する資料も金もないから、政府の資料に依存してゐるだけの話だ。その政府の出した資料だけでも七・八%から八%というべらぼうな値上りをしている。しかし、その責任を負おうとしない。だれも責任を負おうとしない。こういう無責任な政治のあり方というものは、断じて許されるべきではないというのが私の持論なんです。私がもし大蔵大臣あるいは企画庁長官ならば、これくらい大きな見通しの違いがあつて、国民にこれだけの苦痛を与えれば、これは即時に辞表を提出して、責任を負つて私はやめます。腹を切つて国民に陳謝いたしますよ。いまの内閣に、そういうふうになつて、これをこの経済の見通しを立てて大きなめんどろをかけるなら、腹を切つて責任をとりますというのが一人もいない。まことに政治家の墮落ここにきまわれりと言ひなければならぬのでありますけれども、まあしかし、いままではいわゆる民間の主導のもとに行なわれた経済財政の運営、経済の運営でありましたから、見通しを誤つた。今度は私がやるのだ、だからそれほどの見通しの誤りはないまいと、いまここで大きくたんかをお切りになりました。この勝負は一年もたてば結果はおのずからあらわれてくるのであります。どうですか、そのときもしあなたのおっしゃるような見通しが間違つた場合には、腹を切りますか、責任をとりますか。国民に向かつて言明をしていただきたいのであります。

○福田(赴)國務大臣 政治は何ごとによらず責任政治の大道を歩まなければならぬと思ひます。財政についてもその例外ではない、かように考へております。

○小林委員 そりすると、名目一%、実質七・五%、物価の値上りが五・五%、この数字を逸脱した場合には、責任をとつて、腹を切られますか。

○福田(赴)國務大臣 実質七・五%という経済計画、これは私は非常に確度の高いものである、かように確信してゐます。

○小林委員 私は説明はもう求めておりません。腹を切るか切らないか、責任をとるかとらないか、イエスかノーかだけをお伺ひしておるのであります。どうですか。

○福田(赴)國務大臣 さようなそごが生ずるといふことは、私はゆめゆめ考へておりません。

○小林委員 生じた場合にはどうなりますか。

○福田(赴)國務大臣 生じないようにはいたします。

○小林委員 経済は動いてゐるのであります。神の力をもつてしても間違ひがあるかも知れません。見通しを誤ることがあるかも知れません。あなたの見通しが誤つたときにどういう態度をおとりになりますか。

○福田(赴)國務大臣 その際はそれに善処します。

○小林委員 そこで、委員長に私はお伺ひいたします。その大蔵大臣と私の応答はお聞きのとおりであります。大臣の御答はこれです。よろしくごさいますか。私の質問に対して、大臣は答へになつておるとお考へになりますか。委員長、委員長の答へをお尋ねいたしておきます。それによりますと、私はこの席を動きません。そういうような責任のない答へを私どもは聞いておるわけにはいきません。国民の負託を受けてこの委員会の質問に立つておる以上は、やはり大臣から責任のある答へをお尋ねしなければなりません。

○三池委員長 お答へいたします。

大臣の答への適否を私が判断する立場でありませんので、御納得がいかなかったら、何回でも繰り返して小林委員は御質問されるように申し上げます。

○小林委員 それでは何回もお尋ねいたしますが、大臣、ほんとにどうもいままでの経済見通しや物価の値上り等に対する政府の無責任な、私どもから言わせれば、放言ですよ。そういう放言のために国民はどれほど迷惑をこうむつておるかわか

らない。しかも、それに対して、政府はいつてもその責任をとるとかあるいは国民に経済の見通しを間違えて申しわけないとか、あるいは迷惑をかけたとかいう、そういう反省の言をいままでも一つも聞いたことがない。これは実に私は嘆かわしい政治の風潮だと思つてゐる。ほかの、何も政治の指導力もないようなおさなりの大臣ならともかく、せめてこれから総裁街道を急いで、末には総理大臣にもなろうというのだから、私は、あなたに少なくとも旧来のそうした政治家や為政者のそんな無責任な放言を幾らかでも改めていきたいという、国民に密着して、国民の前に、ほんとうになるほど福田さんはりっぱだわい、ほかの大臣とは違ふというくらいはすつきりした姿を見せたいという好意的な質問をしているのです。その私の好意的な質問を、やはり一開僚らしい責任をとらないじょうずな答弁で逃げようなどという、そういう形、姿勢をとるのを、あなたはおやめなさい。そういうことを聞いてゐると、さて、やっぱ

り福田さんも、せんじ詰めれば主税局長かな責任をとらないこれはやはり官僚の上がりがかなあと、そう私は考えざるを得ない。もはやあなたは官僚などという過去の経歴をしょって歩くような、そんな小さな人物ではありません。名実ともに政治の泥水も吸つて、それはもう甘いもすいもかみ分けて、ひとつ国民の負託を双肩になうという大政治家に脱皮しなければならぬ重大な時期でありますから、責任ある回答をお願いいたしたいと思います。

○福田(赴)國務大臣 私、政治というものは責任政治でなければならぬ、こういうふうには確信しています。私は現在の国民経済の状態は深憂にたえない、日夜これをいかに打開するか努力をしておるわけでありますが、ただいま私も御審議願つておるこの方式によつて、必ずこの難局が打開できる、こういうふうに確信をしておられます。確信をしておるが、それができなかつた場合にはどうか、こういうお話でありますか、これは責任政治、その大道に従つて善処をします。

○小林委員 政治は責任政治である、その大道に

基づいて善処をするという、不満足でありますけれども、やや前進した御答弁をいただきましたので、一応この問題はここでひとときはこをおさめまして、次に、同じく所得税の關係でございするが、今度は所得税の減税の規模と、消費者物価の上昇の問題であります。

これも、あなたのことをもつてすれば、直接關係がないとおっしゃるかもしれませんけれども、国民の側からは、これはやはり重大問題でございまして、どうしても大蔵大臣の明快な所信を承つておかなければならぬと思つております。今回の税制改正による所得税の減税規模は、平年度一千五百七十七億圓、そのうちの所得減税が、四十一年度が一千二百八十九億圓、平年度が一千五百五億圓、企業減税のうち、専従者控除の引き上げに基づく減税が、四十一年度五十四億圓、平年度七十二億圓、こういうことになっておるのでございしますが、これに對し、政府の昭和四十一年度の経済の見通しによりますれば、個人の消費支出が十六兆六千億圓、消費者物価の上昇率は、先ほど申し上げましたように五・五%、こういうことになりましたから、個人消費の支出のうち、この五・五%は九千三百三十億圓といふことになるわけにございまして、この九千三百三十億圓が消費者物価の上昇によつて食われてしまふといふ、こういう数字があらわれてくるわけにございします。この消費者物価の上昇に食われる部分をカバーするに足るだけの減税の規模が行なわれたいとおるかといふことは至つていない、またしても質問応答の中にあらわれたとおり、これは大臣先ほど若干触れましたが、どういふふうにお考えになつておられますか、明快に回答をいただきたいと思つてございします。

○福田(赴)國務大臣 小林さんのお話、そういう問題があるのはよく承知しておりますが、所得が伸びる、その点を見がしつておられるのではあるまいか、そういうふうに思つておられます。

の点が基本的にあるのですが、その点をかりに除きましても、一体、消費者物価の上昇が減税のからみつきはどうか、これは非常に広範な影響といふか、関連が出てくるわけでありまして、それで、あなたがっしゃられるのは、高所得者といふことが頭になじりやないか、低所得者にどういふふうに影響してゐるのか、こういう御精神でお尋ねになられておるのじやないかということにございしますが、そうすると、一番問題になるのは、これは課税最低限と消費者物価の上昇の関連なんです。昭和四十年年度における課税最低限、これを消費者物価の上昇にもかからず実質的に維持しようといふふうに考えますと、幾らの減税をしなければならぬかといふと、約三百億圓であります。それに対して、ただいまお話のように大幅な所得減税をする、しかも、課税最低限のために所得減税の中で約八百九十七億圓、約九百億圓になるわけなんです。そういうようなことをお考えになりますと、あなたのお尋ねの御趣旨からいへば、消費者物価の上昇を消してなお余りあり、かように考える次第であります。

○三池委員長 小林委員に申し上げます。二時から本会議でありますから、本会議散会後委員会を再開したいと思つたので、質問はその際に行つて、二時本会議といふことを御承知の上ひとつ質問をお願いいたします。

○小林委員 それでは、残念ながら本会議でございしますから、了承いたしましたして、本会議終了後、あとはいきよう一日、十二時までゆつくり時間をひとつおかりいたしましたして、大臣の御高説を承ることにいたします。

○三池委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後五時十八分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林進君。

○小林委員 それでは、先ほどに引き続きまして御質問を申し上げたいと思つてございしますが、ひとつ、皆さん方もお急ぎのようございしますから、かいつまんで要点だけを項目的にお尋ねを申し上げたいと思つてございします。

所得階層別減税の不公平、特に税率緩和の問題点についてお尋ねをいたしたいと思つてございしますが、今年度の改正案による所得税の負担軽減を所得階層別に見ますと、これは独身の場台と標準世帯の場合がございしますが、これを独身者の場合で申し上げますと、三十万円に對しまして一千五百十九圓の軽減額で、四十年年度に比較いたしまして一九・五%の軽減割合、六十万円は七千五百四十三圓で、二一・八%、百万円の場合は一萬七千五百圓で、一七・四%、百五十万円の場合、二萬九千五百圓で、一三・四%、二百万円の場合、四萬六千五百圓で、一二・七%、五百万円超にまいりますと、九萬七千五百圓の軽減額で、六三%、一千万円超に至りますと、九萬九千五百圓で、二・五%、標準世帯の場合に例をとりますと、五百万円超に至りますと、十一萬一千圓の軽減額で、七・八%の軽減割合、一千万円超の場合には、十一萬四千五百圓の軽減額で、三%の軽減割合、こういうふうになつておるのでございまして、なるほど、政府の説明を聞いておられますと、三百万円までは所得税率を緩和をいたしているといふことを盛んに宣伝をされておられますが、その実情をくまなく計算をいたしてまいりますと、高所得者五百万円超のものに對してもちゃんと軽減がされておる。一千万円超に至れば、驚くなかつた十一萬四千五百圓という、われわれの一年間の給料の何分の一かに相当するものがちゃんと軽減をされてゐる。こういうことを少しも政府は説明をせられない。いわゆる看板に偽りありといわなければならぬのでありますが、こういう問題は一体どういふことになつておるのでありますか。大臣、御答弁をいただきたいと思つております。

○福田(赴)國務大臣 改正案による所得税の負担

軽減の数字は、いまお話しのとおりであります。お話のとおり、低額のものほどよいに軽減をされておるわけでありまして、一千万円になりますと、標準家庭でわずかに三・〇％の軽減、それから独身者になりますと二・五％、そのとおりであります。それで、これは控除の關係ももちろんあります。それから税率も動かしておるわけでありまして、そういう下のほうのものに厚くという趣旨を、この数字が端的に示しておる、こういうふうに御了承願います。

○小林委員 どうも、あなたの説明を聞いていますと、今度は三千万円までは一九・五％の割合で軽減しておるではないか、一千万円以上に至れば、わずかに二・五％、標準家族の場合は三％じゃないかと、その軽減の割合だけに重点を置いておいでになりますけれども、私どもは割合はどうでもいいのだ。要は金額の問題なんです。玉の問題です。その玉の問題に至ると、三千万円以下の者にはわずかに一千万九百九十九円という小さなものしかまけていないで、それが一千万円以上になると、その何十倍というか、驚くような、九万九千九百円もまけています。標準家族に至っては十一万四千五百円という、その金額の面において、これだけ大きなまけ方をしているではないか。私どもは、あなたのおっしゃるの割合や比率の問題で数字をごまかしているが、金額の面において、こういう高額所得者になぜこれだけ多量な金をまける必要があるのか、これが私は問題だ。富の再分配という原則、所得の均衡という近代的な財政の運営からいくなれば、私は一千万円以上の高額所得者なんかには、この比率はむしろ逆に三％や二・五％ぐらい引き上げて、そして国民生活の均衡、所得の均衡を保ちながら近代的な税制の方向に進んでいくというのが、正しいものの考え方であって、ちゃんやらないと思うのです。何で一体こういう階層に十万円、十一万円という多額のものをまけてやる必要があるのか、私はそういう意味でお聞きしている。

○塩崎政府委員 税制の仕組みでございますので、私から御説明申し上げたいと思います。昨日も堀委員が、小林先生のような、全く同じではございませんけれども、一つの提案をされておりましたが、その案に似たようなことを小林委員もおっしゃっているのではないかと、こういうふうに考えるのでございます。現在の所得税法は、御存じのように、たとえば一千万円という所得がございまして、基礎控除その他の課税最低限を控除いたしまして、その残りを課税所得と私どもは申しておりますが、それを十万円までは八％、二十万円までは一〇％というふうに階段的に刻みまして、それにおのおの税率をかけた上で、合計いたしましたものがこういうふうな税額になっていくのでございます。したがって、標準世帯の一千万円の方の税額が三百八十五万三千円ということは、そういう計算に基づくものでございまして、そこで、減税のときには、そういう控除の引き上げが上のほうまで影響させないようなやり方はないのであらうかということが、堀委員の御提案でもございましたし、小林先生もいま御主張されているのではないかと、かように思うのでございます。その点につきましては、昨日も申し上げましたが、これまでの考え方は、課税最低限につきましては、やはりすべてのものに適合するということ考え方をとっております。しかし、御指摘の点は、たとえば五万円控除を上げますと、総所得一千万円の方であれば、上積み税率が五〇％といたしますと、二万五千円の税額が自動的にそこで軽減されるという仕組みでございます。しかし一方、そこあたりの税率は相当高めでございまして、したがって、控除と税率とは相関関係にあり、さらにまた、きのうも申し上げましたが、控除をだんだん上のほうの上位の階層にのびまして消していく、アメリカの学者が言っておりますいわゆる消去控除、こういうことは、仕組みといたしまして、なかなか技術的にむずかしい、したがって、技術的な観点からやはり控除は一律に適用し、税率も超過累進税率は、これはもうすべての国においてもこういうやり方をとってお

るところでございまして、やはり課税所得三百万円のところまで税率を緩和するのが趣旨でございますが、所得階級区分が変わってまいりますと、それは上のほうにも必然的に、自動的に適用せざるを得ない、こういう結果がいま御指摘の点になつておるのだと思うのでございます。しかし、これは所得税の仕組みをどういうことにするか、さらにまた、徴税技術上のむずかしい点、あるいは計算上のむずかしい点をどういうふうにするかにもからみますので、簡単にいま申し上げませんが、御主張の趣旨は、大臣が申されましたように、低額所得者のほうに厚く、しかし、上のほうの階層にはそれが比較的薄くなるように配慮したつもりでございます。

○小林委員 さっぱり配慮したことにならないのでございまして。それは、事務当局がいまおっしゃったように、今回の課税所得三百万円以下の所得階層に適用される税率を緩和する、緩和することによって、四十一年度は四百四十六億円、平年度は五百三十三億円の減税を行なつておる、こういうことなのでありますけれども、その税率をあなたに変えることができない。だから、その税率の緩和による減税の恩恵のワークを自動的にできているのでしよう。一率自動的にいくから、当然三百万円超の所得階層にもその税率はそのまま及んでいくことになる。あなたはおっしゃる。だから、三百万円超の所得階層には一率に八万円になるが、八・五％のうちの〇・五％分の五千元が引かれるから、七万五千元が三百万円超の者にも当然の減税の形でこれがまけていくように自動的になつてくる。それをあなたのほうの説明によれば、自動的に、必然的にそうなるのだとさういふ片づけにおいて、それを上のほうまで自動的に、いわゆる当然の形で減税をさせないためには、法律改正もやらなければいけないし、別の税率を用いなければならぬ。だろ、それはめんどうだ、めんどうだからやらないうのだと言われる。めんどうだとおっしゃるならば、何もやらないほうがいいでしよう。何もやらないうほうがよろしいのであって、いやしくも、そ

れをキャッチフレーズにして、三百万円以下の中間階層や低所得階層にはおまけするんだ、おまけするんだと言つたら、その人たちにだけに特別の税率を用いて、それ以上の人にはそういうような恩典に浴するやうな税率を与えないという考慮がなければ、何も三百万円以下というものを看板にして自慢するほどのことはいらないです。だから、言っているのです。だから、そういう説明は、私どもをして言わしめれば、ごまかしだ。困難でできません、むずかしいです、めんどうです、できません、むずかしいです、どうもそういう独占階級というか、高所得者階層にも恩恵を与えておる。大臣がその考え方ならば、下これにならう。みんなそういう官僚の下々まで巧みな理屈を考えて、そうしてわれわれ庶民階級をごまかしたり搾取したりすることを考へておる。これはいかぬじゃありませんか。大臣、高所得者に対して、三百万円以下の諸君に与えているその緩慢なる税率をなぜ一率に適用するのですか。あなたの方の庶民に訴えているその主張からいへば、当然それは適用しないというふうにならなければならぬ。事がめんどうだとかめんどうでないとか、私は一手続の問題ではないと思うのでありますが、大臣、いかがでありますか。

○福田(社)国務大臣 この間も平林さんでしたが、本会議で小額所得者はピース一個しか減税にならぬじゃないか、こういうお話があったのですが、小額所得者のほうには納税の基本額が少ないのです。でありますから、額は小さいけれども、率においては、百万円に例をとって言えば、実に三〇％の減税をする、こういうことになつておるわけですね。所得税には所得税の沿革もあり、仕組みもありまして、各階層ごとに区切って税率をきめていく、したがって、その影響、また基礎控除なんかの影響、これが高額所得者に出てくるわけでございますが、その影響はきわめて軽微である、こういうところをひとつ御了承願いたいと思います。

○小林委員 どうもそういうことで御了承をやるわけにはいかないんだ。低額所得者が、たとえば三十万以下で昨年度に比較してまけてもらふ率

が抗議するようになる、一生懸命にこれを擁護するお立場に立たれる。あなたの心情はわかります。わかりませんが、私はたぶんあなたがそう言うだろうと思つて、自然と私は大企業と中小企業と分けたわけじゃない。主として、こういうことを入れて、それはいずれにもわたる部分もありますから、私は概算、主としてこういうふうに分けることができるんじゃないかというお話を申し上げておるのであります。何もそらばんを置いて、二、三、五と自然と分けたわけではございません。御了承をいただきたい。そういうことで、やはりあなたの方の主としたねらいは、若干の数字の入れ違いはあつたとしても、その主たるねらいが大企業重点に減税をせられていくことがはなはだ遺憾千万であるということをお願いしておるのでございます。大蔵省が参議院予算委員会に提出された資料の一つに「昭和三十五年以降法人企業の減価償却費、支払利息率等の推移」がある。それによりますれば、売り上げ高に対する各項目の割合が示されている。それによりますと、減価償却費、支払い利息率、人件費、純利益、法人税等という五つのランクに分けて、三十五年度が減価償却費が一・九一%、三十六年度になり三・二一%、三十七年度に至ると二・四六%、三十八年度に至りますと二・四六%、三十九年度に至ると、これがまたばつと上がつて二・五九%、支払い利息率に至りますと、三十五年度が二・二五%、順次年を追つて、それが二・二九%、二・六五%、二・七一%、三十九年度に至つては、驚くなれ二・七九%と、ずっと割引料をお上げになつておる。人件費に至りますと、三十五年度が八・五八%、次が八・四三%、九・三三%、九・六五%、三十九年度が九・六三%、こういうふうになつてまいります。純利益は、景気不景気がございしますから、年次を追つて比率が上がつていくわけじゃない。三十五年度が三・〇六%、三十六年度が三・一〇%、三十七年度が一・七八%、三十八年度が二・九四%、三十九年度が、これは若干景気のせいでは

ございましょう二・五八%。法人税等に至りましては、三十五年度が一・四二%、三十六年度が一・三九%、三十七年度が一・二七%、三十八年度が一・二四%、三十九年度が一・〇八%というふうになつておりまして、私の言いたいことは、皆さん方がお出しになつたこの表によれば、法人企業の収益悪化の原因は、主として減価償却費及び支払い利息率の資本費用の負担増加によるところが非常に多い。反面、法人税等は年々減少して収益は悪化をきてきている。収益の悪化は、いまも言つたように、減価償却費、いわゆる支払い利息率の割引料の問題、こういうふうなことが言えるのではない、こういうふうな考えられるのであつて、あまりにもこれは法人を擁護するところにはきつてきつて得ないものでございまして、大臣、この点いかがでございましょうか。矛盾を感じられませんか。さつきから申し上げている減価償却費はだんだん上げられているんじゃないですか。そうでしよう。一体それほど企業を擁護する必要があるのかどうかということをお聞きしていただきます。どうでございましょうか。

○福田(越)国務大臣 ただいま小林委員が読み上げられたような傾向があると私は思う。それはなぜかという、この数年間、あなたが読み上げたこの期間は設備投資が非常に増えたわけですから。したがうして、その固定設備に対する償却費がふえる。これは当然の趨勢です。それから、この設備投資が何で行なわれたかといへば、借り入れ資本で行なわれている。したがつて、借り入れ資本に対する負担がふえてくる。これは当然の勢いなんです。別に大企業を擁護するというふうなわけじゃない。資本費が、また償却費がふえてくる、こういうことなんです。

○小林委員 それは設備投資が多かろうと少なかりやうと、一つの企業の減価償却の比率などというものは一定にきめたいじゃないですか。きめるわけにいかないですか。三十五年一・九一%にしていたのなら、大体この計算に合ふようにやつていかれたらいいじゃないですか。それが三十九年度に至つたら、驚くなれ二・五九%まで減価償却費を厚く見ておられる。これはあまりめんどろ見過ぎておられるじゃないですか。そういうことを言つておられるのです。それは減価償却費を見なくても、それほど利益があつておれば、国家財政が不自由しているんだし、われわれ貧乏人まで税金をかけているんだから、そういう減価償却費をたくさんめんどろを見なくても、そつちのほうからいふと少し正当な利益の中から法人税を拂つておられて、そしてわれわれ庶民の払う所得税のほうをもう少し負けたらどうかという、実に子供の計算にも浮かんでくる明々白々の理論をあなたは頭をかかえてわからないというのは何事ですか。これは頭をかかえて考えておられるあなたの頭が私にはわからない。どうですか。

○福田(越)国務大臣 わかりないと言つておられるんじゃないのです。この期間には設備投資が多額に行なわれたわけですから。これはたいへんな勢いで設備投資があつたわけですから。その償却ですから、当然ふえてくる。これは当然の結果です。もつとも、三十六年と三十九年に償却年限の短縮が行なわれたというのをいま聞きましたが、それもあると思ひます。しかし、やはりそれだけの設備を企業がつかへる、したがつてまた、その企業が借り入れ金でまかなわれる。そうすると、もう企業の資産内容は非常に悪化してくるわけですから。いま不況だと騒いでおるその一つの大きな原因は、過剰投資、それが借金で行なわれたという点にあるわけでありまして、そういう点を考えますと、日本が自由競争下の世界市場においてやつていくためには、どうしても企業の実質改善をしなきゃならぬ、そういうことから償却年限の短縮というやうなことが行なわれたと思ひます。今度四十一年度もそういう観点からこれを行ないたい、こういう考えで一貫をいたしておるわけでありまして。

○小林委員 だから、ここへいくと本質的な並行線なんです。実際、資本家なんというものは、何でもい、借金政策をやつて、設備過剰投資をやつて設備をつくればいい、何でもその事業をやつてしまへば、あとは政府が助けてくれる、おまえのところは借金が多から減価償却の面も余分に留保することを認めてやろう、これは一つの減税の変型ですから。まあ、その分は税金から取らないように利益の面から省いてやろう、それでもなお企業がうまくいかなければ、山一証券じゃないけれども、よしよし政府の金を持つていつて助けてやろう。だから、日本の大企業なんというものは事業をやつたほうが得だ。借金するだけ借金して、あとは福田さんお願いしますと言へば、ますます倒れつこない。それでますますうけあがつたら、いわゆる交際費でございまして、営業費でございまして、とんちゃんどんちゃんやつて騒いで、なるべく税金を払わないで、お客一ぱい、てまえ八ばい、飲むだけ飲んで、人生はおもしろいことだわ。それは利益が上がるやうな、借金したときになれば、政府のほうからやつて、いや減価償却で幾らしない、やれ利息の面でもめんどろを見てあげましょう。まるでこれじゃ、外国の企業家じゃないけれども、日本の資本家は世界一の天国だ。日本の企業家は政府に厚く守られ、恩恵を受けているものではない。日本で企業をするんなら、だれだつてこれは成功しないものはない。その陰に、ものあわれをとめておるのが中小零細業者だ。親子兄弟夫婦、朝から晩まで汗水たらして働ながら、わずかの利益があつてもみんな持つていかれる。倒れたら、それじゃ気の毒だといつて、かねのつもとたいてくれない。だから、ほんほん中小企業は倒れておる。そういうやり方をあなたたちはどうもふしぎにお思ひにならない。大きな投資をして、借金をしよつておるんだから、それは減価償却でめんどろを見てやる以外にはなかりやう、この方針は不動でございまして、四十一年もなおこれを継続して、もつとまけてやりますなどというものは、全くわれわれの側からいへば、何という残酷非道だ。これは刃物を用いないで、中小零細業者や零細な所得

者を痛めつけている功妙なる搾取政策であると断ぜざるを得ないわけでございます。私はあなたのこの考え方をどうしても改めてもらわなければならぬ。少なくとも、あなたも国民全般の生活を守るなら、たまには大企業に対して——経済の趨勢もわからない、自分の実力も知らないでそんな大きな借金をしよって、そんな大きな設備をして、それを半分も稼働せしめないような、そういう経営者のやり方が悪いんだから、そんなものには減価償却でまけるわけにいかない、倒れるなら倒れていってしまえ、これくらいの見識ある主張を大企業家にも与えてもらわなければ、庶民の生活は助かりません。私は、あなたの主張に対して、これもやはり賛成できない。

それから、大蔵省のいまのその資料によりますれば、これは金利の水準が一厘低下した場合の金利負担の減少額を試算していらつしやる。試算をしていらつしやるが、三十九年度の法人企業の支払利息の割引料は、驚くなれ二兆七百四十四億なんです。これはたいしたものだ。これに対する金利の一厘の低下による金利負担の減少額は九百五十億と見込まれておるわけでありまして。これから見ると、法人税の減税よりも貸し出し金利の引き下げが——これは歩積み、両建ての問題にもからまっていますけれども、これは私は、貸し出し金利の引き下げが、いま法人税を論ずる場合の一番先に解決をしなければならぬ問題ではないかと思ふ。また、不況対策の焦点からすれば、法人税の減税よりも所得税の減税に最優先権を与えるという考え方、これはわが党の主張ですが、こういうふうな当然いって、まず個人の所得税を減税するところから経済を刺激する、いわゆる需要供給の効果を引き上げていくという考え方が、やはり税制改正には一番必要なものの見方ではないか。それをあなたはそういう方面をおやりにならないで、もっぱら減価償却とか言われるが、利子とかという点をめんどろを見ようとするのではないのは、一体どういふことなのかということをお尋ねしたいわけですが。この二兆七百四十四億円

というお尋ねすべきこの金利、これになぜ一体手を触れないのか、私はこれを申し上げたいのです。○福田(組)国務大臣 いまお話を、減税をする場合に、所得税を優先する、私はこれは小林さん意見一致です。賛成です。そういう考え方では従来もやってきて、ことしもやっていく。ただ、今日の状況では企業の財務内容が非常に悪い。そこで、同時に企業の体質改善政策もやらなければならぬ。これは税だけでやるわけにはいかないわけですが、これは、何としても企業家の反省、企業家の努力、これが中心でなければならぬけれども、それを助成する意味において、税制上役に立てばというその補完的な役割を減税政策に持たせよう、こういう考え方をとっておるわけです。

それから第二の御指摘の金利の問題です。これは重大な問題です。でありますから、大蔵省の行政としては、金利が下がるようにと、こういう政策を一貫してとってきておるわけでありまして。いまここに正確な数字を持っておりませんけれども、ここ二、三年間をとってみても、相当金利が下がっております。長期金利につきましても、政府が最近率先しまして、開発銀行などの貸し出し金利の引き下げを行なり、それに連動して民間の長期信用諸銀行も利下げをするように勧誘をする。また、短期金利は、公定歩合の引き下げに伴いまして非常に低下を見ておるわけでありまして。まあ、表面的な金利のほかに、もう一つは実質金利の問題があります。いわゆる歩積み、両建てという問題があります。これに対しても、目下真剣に努力を傾注しているわけでありまして。金利の負担をなるべく軽からしめて、産業が伸び伸びと活躍ができるようにというための努力は大いにいたしているところであります。

○小林委員 あなたは、金利が安くなるように努力している、企業の内容も悪いから、こちらのほうもひとつ減税でまけていく、個人の所得税も重過ぎるから、これも軽くする、みんな必要なことは並列的に述べられている。そんなことはだれでも言うことだ。言うんだが、その中で優先順位を

きめるときに、私は、個人所得の問題にまず最重点を置くべきであるし、それから、法人関係においては、その減税よりは金利の軽減の問題に重点を指向するのがほんとうではないか、こういうことを申し上げておるのでございまして、あなたが金利の問題に努力されていらないとは一つも申し上げていない。いま言われました歩積み、両建ての問題は、きょうは申し上げません。これは日本の企業で最大の悪ですから、また別個の場合であくまでも追及いたしまして、撃ちてしまふの勢いで、これは絶対にやめてもらわなければならぬ。これはもう許さるべきものじゃございませんが、きょうはこの問題はやめておくが、ただ、あなたは、企業の内容が悪いから減税する、減税するとおっしゃるが、われわれの立場からいへば、悪いのは企業の内容よりも、もっとひどいのは個人の生活の内容です。これは生死、生活の問題だ。企業が悪かったら、そう言ってもあれだからあまり極端には言いませんが、倒れてしまったって、人命には影響ない。個人の所得の問題で、悪税がかけることは、生活から生命に及ぶ問題だ。たいへんな問題だ。だから、こつちのほうにもう少し重点を置いてやってもらわなければいけないということを言っておるのであります。あなたは、これもやる、あれもやると並列的におっしゃる。それだからいけないとおっしゃる。ところが、その本心は、あにはからんや、企業の減税を主にしたい。しかも、その企業の中でも、中小企業よりは大企業の減税に重点を置いていく。せっかく所得の減税のほうにいかれるならば、その減税も一千万円、五百万円以上の問題に何もめんどろを見ないような形で、そうして、ないしょでちゃんと、自然増で、自然の形でございまして、これは自然にそっくりな形です。大きくくまけておいて、これはわれわれのとうてい承し得ざるどころであります。この問題は、あなたの考え方には承できないということにいたしました。次は庶民の問題に移っていきなさいと思う。

一体庶民が、ほんとうに安じて、あなたのきめられた税率で税金を納められるような、そういう環境であるのかどうか。問題は、大蔵省でお出しになりましたいわゆる基準生活費の百八十六円で、一体、この百八十六円ではほんとうにわれわれの生活が毎日営んでいけるとあなたは考えられますか、大蔵大臣。

○福田(組)国務大臣 生活もいろいろの態様があるわけでございますが、私も、課税最低限というように問題を検討するわけですが、課税最低限につきまして、どの辺まで持つていくか。私どもの自由民主党では、参議院選挙にあたって六十万円以上のものにする、こういうことを公約したわけですが。これを政府として実行しなければならぬ。それが一体どういふ生活体系の中で位置づけをさるべきものであるか、これも考えてみなければならぬ。そういう一つの検討材料として基準生活費というものをやってみたわけなんです。これは国立栄養研究所で調べてもらいまして、一体一日の食料費が幾らか、これは四十年のところで百八十六円で、それをエンゲル係数で換算してみると、年生計費というものが出るわけです。これが課税最低限とどういふバランスになるかということを一応考えてみる、これは一応の検討材料、一つの材料、こういう意味で、何もこれで国民の生活費を規定しようというふうな性格のものではないでございます。まあ、その一応の検討から見ると、四十年の百八十六円、それから換算した基準生活費、それは四十一年度になると消費者物価が五・五%上がりそうだと、それにしても、大体基準生活費のワク内にとどまる、こういうことを一応申し上げておるわけなんです。そういう一応の検討材料だという意味においてごらん願いたい、かように存じます。

○小林委員 しかし、その一応が非常に問題なんではないかと、これは前からもう質問があつたと思ひますから、人の言つたことを繰り返すことは避けなくちゃなりませんけれども、順序として申し上げます、今年度の米価の改定分はこの百八十六円に入っておりませんね。

なお、詳細な資料がどうしても必要だと申されま
すならば、あとで取り寄せて御説明申し上げたい

○小林委員　これは詳細に聞かなくちゃなりませ

ん。こういったような人間の生き死にに關する最低の食生活をあなたの方のそんな合計でやられて、そして、それを基準にして税金をふんだくられたんじゃこれはたまったものではないですよ。でありますから、これはあくまでも詳細に聞かなければならぬけれども、これは栄養研究所の所長さんがいらっしやるそりでありますからお聞きいたしますけれども、十三歳の子供が二千四百五十カロリーで、これで一身体子供の成長に支障がないだろうか。カロリーだけでですよ。これはカロリーだけで一身体子供の成長に支障はないか。また、十一歳の子供が二千五十カロリー、四歳の子供が千四百七十五カロリーで、これで一身体子供が人並みに成長していけるものかどうか、お尋ねをしておきたいのであります。

○大藏院職員 ただいま御質問のございました日
本人の年齢別、性別の基準のカロリーと申します
ものは、これは、たくさん学者が集まりました
検討いたしましたして、昭和三十四年の二月に日本
の栄養所要量といたしましたして、科学技術庁資源調
査会から発表いたしましたして、それを国民栄養の審
議会が認めて、自來使っている数字でございまし
て、いま御質問の年齢によるカロリーに對しまし
ては、これは十分の余裕をとっておりますので、
私ども、これをもつて子供の成長に間違いないと
信じております。

○小林委員 これはたいへんなことを私はお聞きするのですが、カロリーを高めるといふことになれば、たとえて言えば、砂糖などというものはカロリーは高いから、砂糖を少し入れればカロリーはぐんと上がる。そこには、食料の量とか質とかいうものはあなた方には、全然問題にならない。その食料の中に含まれる量とか、熱とか、たん白質だとかいうものを一体どういふふうに見ておられますか。あなたのお話を聞いてみると、カロリーだけで、私ははだ寒いような感じを覚えるを得ないのであります。

○大磯説明員 ただいまの御質問で、カロリーだけとおっしゃいましたので、カロリーだけの御説明を申し上げたわけですが、人間の成長にはカロリーだけでは絶対にいけません。でございますから、たん白質、それから脂肪とか、あるいはミネラル、ビタミン、すべて規定をしておりまして、詳細な数字は全部できております。

○小林委員　私はそれは問題だと思う。税金を払うためには、カロリーだけで生きているものではないというならば、やはり食生活の中に、カロリー、イコールい言われた生きるために必要なそういう部分が全部含まれていなければならぬと私は思う。あなた方はそれをお含みになりましたか。それをおきめになりましたか。いまのお話のとおり、百八十六円だけでは生きていけないとおっしゃった。人間が生きていくためにはまだものろの食生活に必要な要素があるでしょう。それをお含みになりましたか。どの程度にそれは含まれておりますか。

○塩崎政府委員　私も養老學のほうはしろうとでございいますので、なかなか御満足のいく答弁ができるかどうかわかりませんが、今年度は提出いたしましたので、昨年年度は、春夏秋冬に分けまして、非常な御関心を仰いだようでございますが、献立を出したのでございます。献立の中には、イカのさしみというようなことで種々の御批判がございましたが、こういった献立を基礎といたしまして、個人の食料品につきまして計算いたしましたものが、一日当たり百八十六円八十七銭、こういったことになるのでございます。単純に抽象的なカロリーということでなくて、そのカロリーの基礎になるのは、春夏秋冬に分けられまして、朝昼晩に分けられました献立が基礎になっておるということを申し上げたいのでございます。

なお、ただ私どもは、この点で税金を取るか取らないかというようなことをきめる気持ちには毛頭ございませんで、この点だけ、くだいようでございしますが、ひとつ何べんも申し添えさしていた

○小林委員 私が申し上げているように、あなた

方のおっしゃった一カ月三万八千三百円、あなたは、ポーナスも入れて、年取計算でいくのがほんとうだとおっしゃるけれども、それを含めたところで五万一千円であります。ポーナスは、これは不時の収入でありますからこれは別にして、やはり日常生活を基準にして問題を研究していかなければならぬ。その三万八千三百円の月の収入の中で、標準家族五人です、五人で生きるだけの生活をして――食べるだけじゃないのだから、そのほかにもろもろの生活に必要な物資を購入しながら、なおこの中から税金を払えるという、悪代官以上のあなたの方の考え方が、いかにひどいものであるかということを浮き彫りしたいために私は質問しているのです。この三万八千三百円の中で、しからば、エンゲル係数は一体どれくらいの比率を占めているのですか。

〇塩崎政府委員 エンゲル係数も一つの仮定に立っておりますが、去年に比へまして、エンゲル係数は若干消費者の家計調査で上がっておりますので、これを反映して上がったことになっておりますが、五人世帯で四七・九七％でございます。

〇小林委員 四七・九七％というのは、これはい

まあ言うように、生きていけないのです、百八十六円などという食費を基準にして出されたエンゲル計数だから。大体、生計費の中に占める食費、これを外国、WHOあたりの係数で、これに占める比率に基づいて上、中、下の三段階に分けているわけだ。四七・九七%というこの比率は、世界全般の一つの標準の中でこういうふうな比率を占めているその人の生活は、一体極貧層ですか、貧層ですか、中間層か、あるいは豊かなる生活をしている内容かどうか、あなたにお聞かせを願いたいと思う。

○大磯説明員 ただいまの御質問の詳しい世界中の表はいま持っておりませんが、おっしゃる四七・七・九七は、まあ中より少し低いのではないかと
思います。

○小林委員　あなたは、資料があつたつて、恥ずかしくて資料を出せないのだと私は思う。

そこで、厚生省の社会局長にお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、生活扶助費の中で占めるエンゲル係数は一体どの程度にいておりますか。

○今村政府委員 お答へ申し上げます。
四十年度は五二・三一ということではないまし
たが、四十一年度は五二・二九というふうに、若
干上げるようにしてございます。

○小林委員　その人たちの生計費の中で食費が五〇％をこえるというのは、世界の常識からいっても、これはもはや人間の生活じゃないのです。（先進国じゃないよ」と呼ぶ者あり）先進国なんてもんじゃない。人間の生活じゃない。犬か豚かの生活です。ましてや、生活扶助を受けている生活保護家庭のその中に占める五二％と、これから税金を払っていくという、税金をふんだくられ

るといふ。そういう家庭の中に占めるいわゆる食費が四七・九七％、まあ四八％だ。それがたった四％しか違わないというのです。百分率でいって四％しか違わない。日本において生活扶助を受けている家庭は、大体六十万世帯、人員にして百六十万人です。これはいわゆる日本における最低の

生活者です。その間にボーダーライン層というのがあって、またこれに準すべき階層が、あるいは四百万人といわれ、あるいは六百万人ともいわれている。その人たちは生活の扶助を受けられるんだから、いま社会局長の説明によれば、この人たちの生計費の中に占める食費は五〇%前後を上がったり下がったりしていると見てさしつかえない。なぜかなれば、苦しい、苦しいけれども、まだ五二%のところまでいかないから、生活扶助の恩典に浴していない勘定になる。そのボーダーイン層と、いまこれから税金を取り上げようと

いう納税者とで何にも差がない。これは、言いかえれば、あなた方は、まるでボーダーライン層——生活扶助に近いすれの階層からも税金をふんだくろうという、こういうおそるべき税制改正を

やろうとしておる。これは、私の言うことが一体間違ひですか、大蔵大臣。これを悪代官と言わずして何と言ひか。

○福田(起)國務大臣 なるべく低所得者からは所得税は取らないというためにいま努力をしているのです。ですから、五十六万円という課税最低限を、今度四十一年度では六十一万円、平年度では六十三万円まで持っていこう、こう辛苦粒々いたしているわけがあります。

○塩崎政府委員 数字のことが出ましたので、私からどうせまたおしかりを受けたいと思ひますが、御了解を得る意味で申し上げます。

いま四七・九七%と生活保護世帯のエンゲル係数との比較がございましたが、私どもの知り得ておりますところの生活保護の参考資料になりましたエンゲル係数は、四人世帯のエンゲル係数のようにございまして、私も、四人世帯で同じような計算でやりますと、四四・三六%でございまして、したがって、そこには八%の開きができてこようかと思ひます。これは正確な御討論のためにひとつ御参考までに申し上げておきます。

○小林委員 そこに気がついたのはよろしい。生活扶助のほうは、標準は四人世帯、あなたのほうの租税対象は五人世帯、人数に一人の差がございまして、これを差し引いても八%です。それこそスズメの涙です。

そこで、私は社会局長にお伺ひいたしますけれども、あなた方は、四人世帯で、生活保護を受ける最高限度の収入額——収入はあるけれども、独立した生計を営めないから、部分的であらうとも、国家が生活保護法に基づいてそのめんどうを見るというその最高限度の収入額は、一般地においてどのくらいになりますか。

○今村政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のように、生活保護法の場合には、生活扶助のほか、教育扶助、住宅扶助、働いている場合は勤労控除、それを全部入れますと、四人世帯で、一級地では、それを全部足して、全部国が保障するところの場合には、明年度におきまし

ては二万六千四百四十二円、こういう計算になります。

○小林委員 どうですか。お聞きになりましたので、しよ、大臣。わが日本の社会保障は、先進国より見て、それはまだ非常に低い。だから、三十七年度に、大内兵衛博士が会長をしておられます社会保障制度審議会においては、その三十七年度を基準にして、四十五年度末にはその生活扶助費というものを三倍に引き上げなさい、こういう勧告をしている。三倍に引き上げても、しかし欧米先進国に比較したましても十年の開きがあるのです。その十年の開きがあるまで四十五年度を目途に追求をしない、そう言っておる。その貧弱な社会保障の中の生活保護においても、四人世帯で東京で住んでいれば、二万六千四百四十二円の収入しかない四人の家庭では、いま申し上げましたように国家から生活扶助の恩典に浴する。これをもしあなたの方の課税標準に基づく五人家庭にしたら、二万六千円を四で割ってみれば六千五百円になるのですが、これに六千五百円を足せば、大抵計算をして、五人世帯ならば三万二千六百四十二円までは生活扶助の恩恵を受ける、こういう計算が出てくるのです。三万二千六百四十二円まで生活扶助が受けられるというこの所得階層の者と、さっきのように月に見積って三万八千三百円などという収入との開きは幾らかありますが、わずかに五千円くらいの開きしかないのです。その人たちにもあなたの方は税金をぶっかけていくとする、こんな苛政請求の税金がありますか。おわかりになりますか、大臣。私は数字をもつてあなたにいま質問をしているのです。いま一回申し上げましようか、よろしくございませうか。それほど、いかにわが国の個人に対する免税点というものが過酷であるかわかりになりました。しよ。時間がありませんから、あなたがよく反省してくださいませう。

次に、いま一つ申し上げましよう。生活扶助を受けている者の中で、厚生省は事務員や内職等に

なっておりますか。生活扶助を受けている人たちの夫婦の基準になる一日のカロリーです。

○今村政府委員 お答え申し上げます。

家族構成が千差万別でありますので、例を申し上げますと、三十五才の男、夫であります。この人が全然無稼働、いわゆる非稼働の場合には二千二百カロリー、それから非常に軽い、何といひますか、単に事務的な程度のものである場合には二千五百二十カロリー、それから日雇いさんのように、中程度よりちよつと重いですが、その辺が三千四十カロリー、それから沖仲仕のように、いわゆる重労働といひますか、そういう場合には三千五百八十カロリー、こういう計算をいたしております。

○小林委員 いまお聞きのとおりであります。生活の扶助を受けて、国家からお世話になつていられる人でも、その世帯の基準として、全然働かない、それはもう老人とかあるいは一時の病弱、入院に至らざるような病弱で、うちで寝て休んでいられる、そういう方々だけでも、この生活扶助の基準をいたしまして一日二千二百カロリー、この基準でめんどろ見ておるのです。人間の生きる最低限度のカロリー計算では、かかるに何ですか、あなたがたの税金を対象にするカロリー計算は、健全なる妻にして年齢三十八才、家庭を切り回し、子供の養育に奔走し、あらゆる努力を重ねている者の一日のカロリー計算が二千カロリー、そういうような計算の違いはまことに重大だ。しかし、あなた方は、これだから生活扶助の基準カロリーを下げるなんと言ひながら、大いにお下げなさい。下げてみられるなら下げてみたらよろしいです。ところが、いまも言うように、同じ国家の生活保護を受けながらも、あるいは日雇い、毎日道路の掃除をしたり、道路あるいは公園で運搬をしたりしているこの人たちになりますと、生活扶助者の一日のカロリー計算は三千四十カロリーです。あなた方は、税金を納める人たちの一日の食費を百八十六円で見えておられる。生活扶助の対象になる、

この道路や何かで働いている人夫は百七十七円です。同じ生活扶助を受けながら、しかし働いてい

る沖仲仕とか採石夫等の重労働に従事する生活扶助者は一日のカロリー計算が三千五百八十カロリー、それに食事代として政府がめんどうを見て、一日の食事代が二百九十円です。健全にして、国家のために税金を納めようという方々の食費を百八十六円の計算とは何事ですか。私は、ここに、いかにあなた方が数字をもてあそぶとはいひながら、國民に対してあまりにも言語道断なやり方をしているではないか。天をおそれず、人をおそれず、何という思ひ上がった独善的な判断をしているかというのを私は言わざるを得ないので。私は、何も厚生省のちよろちん持ちをしようというつもりはない、同じ政府でありますから。しかし私は、きびすを返せば、厚生省に、一体何でもなもので生きていけるかというのを、十年一日のごとく弾劾してきた。こんなことで生活保護者の生活が保てますか。さっきも言うように、制度審議会がいまのめんどろを三倍に引き上げろと、大内博士以下の制度審議会——自民党の先生方も入つておられるその制度審議会が一致して、いわゆる答申をした勧告の中に含まれておる。それほど低下をしておるその生活保護者の食費を二百九十円と見ている中で、これから税金をふんだくろうという、健全にしてわが日本をささえている重大な人々の食費を百八十六円とは一体何事ですか。そういう大きな間違いをやられておるところに、この金融本山を守ろうとする大蔵省、日本の独占を守ろうとする大蔵省、資本主義の中心を守ろうとする大蔵省のヘビのようなはたの冷めたさをわれわれは感ぜざるを得ないわけです。人間の妙味がひとつもないじゃありませんか。御答弁を願ひます。

○福田(起)國務大臣 いまいろいろ数字を並べてのお話でございますが、二万六千円の生活保護世帯、それに対するものは、納税者のほうは月の収入は五万円です。そう御理解願ひたいと思ひますが、とにかく、課税最低限は高い方がいいわけ

す。だれも喜ぶことです。しかしながら、国家財政という面もあるわけなんです。そういう面から、国力、また国民総所得、これを培養しながら課税最低限をなるべくすみやかに八十万円程度までは持っていきたい、こういう考えなんです。お話の気持ちにはわかりますけれども、そう簡単には解決できない問題であります。

○小林委員 私はいま同僚の議員から、時間も経過しているからもうやめたいというところで、資料もまだたくさん用意してあります。それが、では、ひとつ問題を残して集約をいたしますが、気持ちのわかるなどという、リンゴの気持ちのわかるような話をされたところで、これはとても私どもは了承できないのであります。大臣、これはひとつ真剣に考えてください。これは、私は言いますが、国立病院、国立療養所におけるカリリ計算もあるのです。国立療養所で寝たきりの患者、しかし、もちろんそれは体力の回復ということもありましようけれども、それでも一日のカリリが二千四百五十八カリリです。それから、国立病院では二千四百五十二カリリというふうにみんなカリリ計算をして、そして食事代を百四十六円とか百七十九円とかという形でカリリ計算もしながらやっておる。これはしかし共同作業です。大勢の者にこれは大量生産をやっている。それでも百七十九円とか百八十円の食費を費やして病院がやっているのです。それを個人の家庭の奥さんが隣近所の店から買い集めてやるその日常の生活の中で、二千五百カリリ、百八十六円です。それだからそれ以上は税金を払いなさいなどというようなことは、私が言わなくても、国民は納得しません。あなたは私に巧みな答弁をして、小林さんというのには調子よくごまかしてやったというふうにお考えになるかもしれないけれども、私が許しても、天許さず、人許さず、大衆これ許さずだ。これは、あなたは深く反省をしていただきたい、こういうことはおやめなさい。もしどうしてもやめることができないならば、麗々しくそういうのを数字に出して発表する

などという厚かましい行為だけでもおやめになつたらよろしい。だれもそんなことは言いません。私の御質問いたしたいことはよりやく半ばに達して、これからいよいよ深刻なる質問に入るところでございましてけれども、残念ながら、どうも時間もないやうでありますから、きょうは最後に、来年度は所得税に対してひとつ思いを新たに、こういふように改正をして庶民の生活を守る。——わが社会党は、御承知のとおり、八十万円から税金をかける、民社党あるいは共産党の諸君は百万円から税金をかけるということを言っておるやうであります。私もはあゆる緻密な計算をいたしました関係上、昭和四十一年度からでも八十万円から個人所得税をかけるということで、それはやり得るといふ確かな確信を持っております。あなたは来年度これをいかに変更をしていくお考えをお持ちになっておるか。なお、これを變更しないで、さらに庶民を痛めつけていくというお考えであるならば、それはまたそれでよろしい。明確な御答弁をお聞かせ願いたいと思っております。

○福田(起)国務大臣 ただいまも申し上げましたように、なるべくすみやかに八十万円までは持っていきたい。しかし、結局持っていけるか持っていけないかという速度の問題は、経済がいかに発展していくか、こういう問題と非常に大きな関連を持つと思つております。私も、そういう目標になるべくすみやかにいくやうに、まず経済の回復、景気回復をはからなければならぬ、また、その上に立って経済の成長をはからなければならぬ、まず、いろいろないいことをやりたい、やるための財源、これを培養しなければならぬ、こういう基本的な考えであります。

○小林委員 私はこれで終わりますが、いまの大臣の考え方には全く反対であります。それは皆さん方がいつもおっしゃる、経済が成長し、国が豊かになり、生産が増強するまでは食乏人はがまんせよ、これは、終戦直後から二十年、歴代の大蔵大臣、歴代の総理大臣からわれわれは聞いてまいりました。われわれはしんぼりしきれないから申し上げる。その経済の成長なんて、いつまでいったらあなたの方の言われる経済の成長だ。いつまでいったら満足の時代がくるのだ。そんなことは二十年もだまされていけば、もう大衆はだまされません。そこで、ほんとうに庶民の生活を守るといふならば、経済の成長は問題点じゃない。やはり人間の尊重です。経済もだが、文化も科学も政治も、みな人間を大切に、人間の生活を守るといふことから始めなければならぬのです。まず、ひとつ人間の生活を守り、最低の保障をする、それからひとつ人間の力を活用し、総力を活用して経済の発展に立ち向かうという考えが逆になければならぬ。その逆の考え方があなたにない以上は、残念ながら、私はあなたの答弁に満足することはできません。きょうは両者対立のままで終わることにいたします。いずれまたお目にかかります。

○三池委員長 次会は、明十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

昭和四十一年三月二十四日印刷

昭和四十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局